

◎議 事 日 程（第2号）

平成27年3月4日（水曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君
9番	杉村 義仁 君	10番	島田 浩 君
11番	河合 克平 君	12番	真野 和久 君
13番	吉川 三津子 君	14番	鬼頭 勝治 君
15番	大島 一郎 君	16番	鷺野 聰明 君
17番	堀田 清 君	18番	大島 功 君
19番	竹村 仁司 君	20番	高松 幸雄 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永 貴章 君	副 市 長	鈴木 睦 君
教 育 長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	水谷 勇 君
総 務 部 長	石原 光 君	企 画 部 長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教 育 部 長	五島 直和 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	飯谷 幸良 君
消 防 長	小塚 良紀 君	福 祉 部 長	小澤 直樹 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議 事 課 長	佐藤 敏彦
書 記	山田 宗一	書 記	服部 陽介

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の8番・神田康史議員の質問を許します。

8番・神田康史議員。

○8番（神田康史君）

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

私の質問事項は、自転車事故低減策への対応ということでございます。

自転車は環境負荷の低い交通手段として見直され、健康志向の高まりを背景に、その利用ニーズが高まっております。その一方で、自転車による交通事故も多発しており、平成19年中の愛知県内の自転車に関係する人身事故は1万2,710件で、全事故の2割以上を占め、特に歩行者と自転車の交通事故は増加傾向にあります。

先日、私は有権者の一人から相談を受けました。自転車と自動車の接触事故で、自転車は赤信号を横断歩道上横断中、そこで自動車の運転者は相手方、つまり自転車側が信号無視をしており、そもそも交通ルールを守っていないのは、当該事故を起こしたのは相手、つまり自転車側であると。よって当方には過失はないと、このような主張でした。

しかし、実務上は、おおむね自転車が8割、自動車は2割の過失割合が基本となって、若干の修正を経て決着と運びとなるのが普通です。信号無視の自転車であっても全面的に過失を問われるわけではなく、信号を守り通常走行の自動車であっても過失ありとの判断です。

有事の際の大幅な過失の修正を知ってか知らずか、近ごろの中・高生の自転車運転のマナーには眉をひそめる方々も多いのではないのでしょうか。正しい交通ルールの教育の必要性を痛感しております。

また、損害額は総損害額掛ける過失割合で算出されます。人身事故の場合、その金額は甚大なものとなるため、損害保険や共済に頼らざるを得ません。

ところで、先日、自転車事故の交通事故の増加に伴い、使用者に自転車保険への加入を義務づける条例を兵庫県が2月県議会に提案し、4月施行とのことです。なお、条例のうち、保険加入義務の部分は10月までの施行を目指すと発表しております。

骨子案によりますと、自転車保険は、未成年者は保護者に、仕事で使う自転車は企業に加入を求める。販売業者は購入者に保険加入の有無を確認し、未加入者の場合は加入を促すこととしている。取り締まりが難しいため、罰則は設けないこととしている。

神戸市で昨年、自転車の小学生と接触した女性が重体、寝たきりの後遺障害でありますけれども、となる事故が発生し、神戸地裁が保護者に約9,500万の高額な賠償を命じる判決が出た。これが背景にあると考えられます。

さて、損害保険や共済保険が自転車事故解決の有効な手段であることは十分に理解できますが、最も重要なことは、事故そのものを低減、もしくは撲滅することにあります。その対策として、我が愛西市においては、JR永和駅や近鉄富吉駅、並びに名鉄藤波駅、同佐屋駅において、朝の通勤・通学時間帯を中心に、歩道上は歩行者と自転車が錯綜するなど危険な状態にあるということを目の当たりにしております。物理的に自転車と歩行者を分離する防護柵や標識の増設、カラー舗装などの整備が必要と考えられます。

また、学校教育、地域教育、なかんずく子供会あるいは老人クラブ等のいわゆる教育の充実が考えられます。また、事故発生時への対策として、自転車保険の加入の周知と促進が考えられます。

以上から、質問の方向を4つに絞りました。

1つは現状把握、2つ目に事故低減・撲滅のためのソフト面での対策、つまり教育とか講習とかという方向であります。3つ目には事故低減・撲滅対策のハード面の対策、施設の問題です。4つ目、自転車事故の解決の有効策の一つとしての損害保険、共済の加入促進等についてであります。この方向に沿って質問を具体的にいたしますので、回答、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

まず、第1、我が市における自転車事故の件数及び現状はいかがなものか。我が市における自転車がらみの交通事故の件数、類型、例えば自転車対自転車、自転車対歩行者、自転車対自動車、そういうものが考えられますけれども、おおむねその件数はいかほどであろうかという問題です。

2つ目、学校、小・中・高、地域における交通安全教育の実態はどのようなものか。道路交通法改正を踏まえた交通安全教育の内容と開催実績、いつ・どこで・どのような内容で、どれほど実施されたかということであります。

3つ目、今度はハード面です。歩車道分離やカラー舗装による自転車事故防止の注意喚起の対策はという問題です。ハード面において物理的に自転車と歩行者を分離する対策、その一例として、防護柵、フェンスの設置や標識の増設、カラー舗装などが考えられますけれども、混雑する駅周辺や商店街において、どのような対策がとられているのか、その実態を御回答、御答弁いただければと思います。

なお、この件については、平成20年1月に愛知県と国土交通省地方整備局による愛知県内の自転車通行環境整備モデルというものが出されておりますけれども、そのものをちょっと参考にしながらコメントを加えていただければと思います。

4つ目に、自転車保険の加入等の周知徹底と促進という問題であります。

兵庫県の自転車に加入義務、保険加入をさせるということに象徴されるように、高額賠償事例が散見され、保険加入促進により補償充実に努めるべきと考えられます。現在、我が市における学校、一般企業における加入率はどれほどのものだろうか。また、少なくとも自転車通学を認める学校等で、自転車の加入、集約募集、いわゆる団体募集等は実施されているのか。そして、多分加入率には各小・中・高、相当のばらつきが生じているものと思いますけれども、そこでそのばらつきの要因や提供される商品内容等にもふれて回答、答弁をお願いできると思います。以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

それではまず、私のほうから、私のほうの関係の御質問に対して順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の我が市における自転車事故、交通事故の件数と現状の関係でございますけれども、これは警察等の統計資料から、その統計数値をもとにしてお答えをさせていただきます。そして、統計が年、いわゆる暦年という形の中で整理をされておりますので、平成24年から平成26年の統計数値で御答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、愛西市における人身事故件数でございますけれども、平成24年は319件388名、25年につきましては347件の462名、26年は330件の416名で、そのうち自転車関連の人身事故者数は、平成24年におきましては72名、パーセントでいきますと18.6%、平成25年は75名で16.2%、平成26年は67名で16.1%となっております。

そして、自転車に関連する人身事故の関係をちょっと調べてみましたところ、全体に占める割合といたしましては、16%から18%の中で推移をしているのではないかなあという捉え方をしております。

さらに、自転車が第1当事者、この第1当事者というのは、当事者の中で一番過失が大きい人、こういったものを指すわけでありまして、その第1当事者となった事例を挙げますと、平成24年は22件、25年が27件、26年が22件で、全体に占める割合は7%前後でございました。そして、そのうち自転車対自動車、これが24年につきましては18件、25年が22件、26年は21件という数値があらわれております。そして、自転車対自転車の関係でございますけれども、これにつきましては、24年につきましては3件、それから自転車対歩行者の件数でございますけれども、平成25年は1件と、こんなような状況になっております。

それから2点目の学校、小・中・高校でありますけれども、地域における交通安全教育の実態はということで、これは私どもの分野の中で一応お答えをさせていただきます。

市といたしましては、小・中学校を中心にコミュニティー等の地域で、これは津島警察署を初めといたしまして、交通安全協会会員や、あるいは交通安全指導員、また当然、市の職員が中心となりまして、対象の年齢層や地域の特性等を踏まえ、随時交通安全教育を行っております。

そして今年度、平成26年度につきましては、ちょっといろんな行事を申し上げますと、まず

交通安全教室を各小・中学校で年1回程度実施しておりますし、新入学生が入ってくる春を中心に、低学年では歩行訓練や校内で自転車実技指導、また高学年・中学生では、実際に郊外に出て、周辺道路での自転車の実技訓練といったような、その対象年齢やその地域の事情に合わせた実技訓練や指導を行ったほか、各学年ともに自転車の安全な利用方法や交通ルール等に関する講話、それから自転車点検整備等を行ったところでございます。

また、高校生の関係でございますけれども、高校につきましては、津島警察指導のもとに自転車による事故を起こさない、それから交通違反をしない、被害に遭わない、いわゆる「200日間自転車3ないラリー」ということで、昨年4月25日から11月10日まで、津島警察署管内全ての高校が参加をして、こんなような一つの取り組みをしたということを聞いております。

そして、この3ないラリーの内容につきましては、全生徒が3つのないを達成した学校を津島警察署が表彰いたしまして、また被害や違反があった場合でも、ボランティアなどに参加することで、そのミスを免れる救済措置も設けられたものであります。

そのほか、佐織特別支援学校では、春と秋の年2回、交通安全機材等を使用した校内を中心とした歩行訓練、それから津島警察署員や、市の職員も参加しておりますけれども、による永和コミュニティー、また草平コミュニティーでの交通安全講話、それからシルバー人材センター会員に対しての交通安全講習会として、これは親水公園において交通安全ビデオ、あるいは講習、それから自転車の実技演習を行ったところでございます。

いずれにしましても、対象の年齢層や地域の特性、あるいは地区における事故のいろんな、さまざまな傾向がございますので、そういった傾向を踏まえながら、今後も先ほど申し上げましたような交通安全教育を行ってまいりたいというふうには考えております。

それから続きまして、4点目の自転車の保険等の周知徹底、加入促進と、それから5点目の自転車保険の関係で御質問いただいておりますので、あわせて御答弁させていただきたいと思っております。

また、自転車保険等の周知徹底と加入促進の関係でございますけれども、愛西市内における自転車の所有者を特定するという事はなかなか、実際駐輪場関係でも安全対策課のほうが所管といたしますか、所掌義務を担っているわけでありまして、やはりそういう目線の中で所有者の特定ということで、ちょっと調査といたしますか、その辺をやること自体ちょっと難しいと。ですから特定が難しいというのが現状でございます。

また、保険に加入しているのかどうかという把握が非常に困難だということも言えるわけでありまして、一般企業における加入率は、把握は申しわけありませんけれどもしておりません。しかしながら、中学校とか子供会といった単位で、加入を任意におやりにやってみえるという状況については把握をしております。

また、保険の周知徹底と加入促進の関係でございますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、愛西市としても近年、自転車が加害者となり、高額な損害賠償を命じられておる事態、先ほど議員のほうからも話がございましたように、これは非常に憂慮すべきことであるというふうに考えておりますし、やはり先ほど来申し上げておりますように、交通安全教室、こ

ういったものを徹底していくと。この交通安全教室の際に、自転車組合を通じたTSマークというものがあるわけですが、これを啓発とか一方、既に議員もごらんいただいたと思いますけれども、3月号の広報に、TSマークや保険加入の広報、加入の関係の加入促進と広報に掲載をしたと。こういうものの啓発も実施をしておりますので、いずれにしましても、保険の加入は、こういう言い方をすると失礼な言い方になるかも知れませんが、やっぱり個人の意思というものに委ねられるものでありますので、やはり今後自転車保険の加入が促進されるように、先ほど申し上げましたように、私どもとしては広報等で啓発していくと。このような考え方で今後も取り組んでいきたいなあとというふうに思っております。私のほうからは以上です。

### ○教育部長（五島直和君）

私のほうからは2点お答えさせていただきます。

1点目としまして、道路交通法の改正を踏まえた交通安全教育の内容と実績でございます。道路交通法の改正内容にふれながら、お答えさせていただきたいと思っております。

平成25年の6月14日に法の一部改正をする法律が公布され、同年の12月1日に施行され、自転車に関して、路側帯の通行方法が改正されました。

今までは、路側帯は双方向、どちら側に向けてでも通行できておりましたが、自転車同士の衝突や接触事故の危険性があるため、自転車等の軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に限ると、そういうふうで今回の法も改正がされました。

また、もう1点は、警察官による自転車の検査等ができるようになりました。これは、死亡事故や重傷事故を引き起こす危険性が高い不良自転車、要は整備が整っていない、警察官が基準に適合したブレーキを備えていないと認められる自転車を停止させて、検査を行い、応急のブレーキ整備や運転継続の禁止を命令することができるというものでございます。

次に、学区における交通安全教育についてでございますが、先ほどの総務部長の答弁と重複する部分もございしますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

学校では、児童・生徒の交通安全を推進するため、年間を通じ、あらゆる機会の場において指導の徹底に努めております。特に年度初めの4月、5月ごろに、小学校では交通安全教室等を開き、スクールガードや交通指導員、PTAの役員さんなどの協力を得たり、また警察署の方の御協力を得て実施しております。低学年では、実際に学校周辺の通学路を歩いて、交通ルールを確認をしております。中学年・高学年では、学校内で自転車の点検・整備や自転車の安全な乗り方、交通ルール・マナーについて警察署の方の講話を聞いたり、運動場や周辺道路で実際に自転車に乗って練習による指導をいたしております。

交通安全教室など大きな教育の場は年に1回程度ですが、学級活動の時間でありますとか、登下校時や通学団ごとの担当教諭からの安全指導など、随時交通安全指導をしております。

中学校での指導の場もいろいろございしますが、例えば年度初めには、警察署の方に来ていただき、交通安全の講話をしていただいたり、教員によりヘルメットの着用の徹底の指導をしております。また、随時教員により校区内の通学路現場での適切な安全指導も行っております。

全体としまして、道路交通法の改正された部分については、今後もこうした交通安全教室等の警察署の方の講話などで、自転車の安全な乗り方、交通ルール・マナーについて周知、指導を続けていきたいというふうで思っております。

また、次に2点目の自転車保険の加入状況と募集の関係でございますが、自転車保険の加入率については、小学校では集約募集を取り扱っていないので、申しわけありませんが、この関係については数字がわかりません。

中学校では、佐屋中学校が18.8%、永和中学校が39.4%、立田中学校が42.6%、八開中学校が42.6%、佐織中学校が35.9%、佐織西中学校が80%の加入率となっております。

次に、自転車保険の集約募集についてでございますが、6中学校全校が行っており、学校が保険パンフレットの配布をし、業者が取りまとめをしております。また、小学校からの保険加入者はここには含めておりませんので、それを含めると加入率としてはさらに高くなるかというふうで思われます。

なお、加入率の差についてでございますが、中学校では全校生徒の自転車通学を認めておりますが、佐屋中学校だけは、エリアを決めて自転車通学を認めておりますので、他の学校に比べ加入率が低くなっております。

また、自転車保険のパンフレットの配布についてですが、3社の保険パンフレットを配布して行っておりますが、佐織西中学校では、入学式の折に自転車保険の加入の必要性を説明してパンフレットを配布し、自転車保険に加入していただくようお願いしているため、加入率が非常に高くなっておるということふうで考えております。

次に、保険内容についてでございますが、中学校で配布しておりますパンフレットの**一つ**は「小中学生総合保障制度」というもので、平成16年度より尾張小中学校PTA連絡協議会の会員にも団体割引が適用されております。

補償内容は、第三者に損害を与えてしまった場合の賠償責任補償、扶養者が事故で万が一の場合の育英費用補償、生徒本人が思わぬ事故に遭い、けがをした場合の障害補償などがあります。また、その他に特約補償といたしまして、天災、熱中症、細菌性食中毒補償、学校管理下動産被害事故補償、病気死亡見舞金の補償もあり、充実した補償内容だと思っております。

交通安全指導は日ごろから随時行っておりますが、自分が事故に遭ってしまう場合、また人に接触をしてけがをさせてしまう場合など、自転車事故が急増している今日、どの保険に加入するかは個々の御家庭にもよりますが、今後も自転車保険に加入することの必要性を理解してもらうように進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

ハード面におきましての御質問でございますが、ハード面においての自転車と歩行者を分離する対策につきましては、道路幅員も狭いため現状では困難であります。標識の増設については、わかりやすい形で設置するよう考えていきたいというふうに思います。

駅周辺整備を行った場所につきましては、自転車が一回おりるか、スピードを落とすための障害物を設置しております。駐輪場を駅舎から少し離れたところに設置し、駅舎付近の安全も

図っております。

また、自転車通行環境整備モデルによる効果及び結果につきましては、まず、効果といたしましては、自転車通行空間を整備した場合、自転車利用者の過半数が整備空間を通行しており、歩行者及び自動車と自転車との分離が図られ、一定の効果が得られるというふうに思います。

結果につきましては、国土交通省の調査結果によりますと、事故件数は整備前より減少することが確認をされております。以上でございます。

#### ○8番（神田康史君）

ありがとうございました。

今回、一応私、再質問を避けるということで、再質問すべき部分を御回答の中に入れて答弁をお願いしたいというふうに事前をお願いしております、おおむね満足できる回答であったと思いますので十分であります。これで一応質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

8番議員の質問を終わります。

次に、質問順位2番の11番・河合克平議員の質問を許します。

11番・河合克平議員。

#### ○11番（河合克平君）

おはようございます。

通告に従って質問させていただきます。

まず第1に、平成23年5月に策定した防災コミュニティセンター整備計画の今までの4年間の検証と今後についてということでお尋ねをしたいと思います。

この防災コミュニティセンター整備計画においては、その計画の趣旨において市の責務として、防災の施設の強化や災害における安全な避難所の確保が必要であり、コミュニティ活動の拠点となり得る施設を整備するとして、充足していない地区を上げております。この地域活動の拠点となる防災コミュニティセンターの設置が必要としているわけですが、今4年経過する中で、どこまで進み、どのような検証を行い、今後どのようにしていくのかということをお伺いしたいと思います。

P D C Aということで、Pは計画、Dは行動、行うこと、Cはチェックすること、Aはアクション、次の行動へどう移そうかということで検証しているということであると思いますが、その内容についてお伺いをいたします。

また、大項目2の佐屋地区の駅の整備、また踏切等についての安全確保についてお伺いいたします。

昨年の12月議会で大島議員の質問に対する答弁で、佐屋駅前広場の今後についてということと言及をいただきました。その佐屋駅前の広場についてのその後の進捗等についてお伺いいたします。

また、日比野駅周辺の踏切、またオークワの日比野駅の前の踏切、そしてスーパーのオークワさんの北の踏切について、通行する歩行者の安全確保について過去に要望があったのか、そ

ういった検討をしたことがあるのかということについてお伺いをいたしたいと思います。

また、今後について、踏切の歩行者への安全確保についての市の見解をお伺いいたします。

3点目に、体育施設についての質問を行います。

市民の方から、昨年の夏は、市外のプールへ行くために車で乗り合わせていくなど大変だったというふうに聞いております。昨年まとめられた佐屋プールのアンケートについての結果を踏まえて、今後どのような計画をお持ちなのかということをお尋ねいたします。

また、市内のグラウンドの整備についてですが、特に親水公園の多目的グラウンドについては、かなりでこぼこしている状況で、要望してもなかなかでこぼこしている状況が改善されない。グラウンドゴルフをされる高齢者の方からも、もう少し整備を何とかならないのかという要望をいただいている次第でございます。

そういったことでは、この多目的グラウンドについての過去の整備状況と評価、今後についてどのような計画をお持ちなのか、以上、お伺いをいたします。

以上3点について質問させていただきますので、御回答をよろしく申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、河合議員の最初の御質問の防災コミュニティセンター整備計画について御答弁いたします。

この防災コミュニティセンター整備計画の関係につきましては、以前より議会で御質問をいただき、答弁をしてきているところでございますので、重複する部分もございませけれども、御答弁させていただきます。

御質問でもありましたように、この計画につきましては、平成23年5月に策定をし、平成27年度までの5カ年計画ということになっております。

ただ、以前にも答弁させていただいておりますけれども、整備計画の原案ができましたのが東日本大震災が起きた平成23年3月11日以前でございました。その後、震災発生後に、市民の方に意見を聞くパブコメを実施させていただいております。その反響によりまして、5名の方から10件の意見が寄せられております。

そういった御意見を踏まえまして、整備計画の序章の中で、各種計画の見直しや社会情勢の変化などを見きわめながら、必要に応じて見直しをするといったような一文を入れさせていただいた経緯がございます。

この各種計画の見直しという中には、当然、地震が起きた後の市の地域防災計画に基づく避難所のあり方、こういったものも考えられますし、また社会情勢の中では、昨年4月、国から全国の自治体に策定が要請されました公共施設等総合管理計画、こういった整備が上げられます。

御承知のとおり、この公共施設等総合管理計画につきましては、高度成長期に次々と建設されました建物等、道路、橋梁、水道などのインフラを含め老朽化対策が大きな課題となってきております。

今後、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していく予想を踏まえまして、早急に公

共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、あわせて財政負担を軽減、平準化しながら最適な配置を実現していかなければならない、こういった視点での計画でございます。

いわゆる議員が言われますコミュニティーの拠点ということの中でコミュニティー活動につきましては、これからの時代、私どもとしましては大変重要な課題であるという認識をしております。

ただ、一方で、ハード面的な整備につきましては、従来の防災コミュニティセンター整備計画、御質問にある整備計画に特化するのではなくて、市全体の公共施設のあり方の中で検討すべきである、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

佐屋地区の駅、踏切の関連についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、佐屋駅前につきましては、関係機関であります海部建設事務所と名鉄に12月議会終了後に打ち合わせを行わせていただきました。

海部建設事務所からは、県道部分の安全対策につきましては、年度内に施工する考えであるという回答をいただいております。

また、名鉄からにつきましては、現在の敷地の一部を関連会社に貸していることから、契約期間もあり、来年度中には対策がとれるようにする考えの回答はいただいております。

続きまして、日比野駅の踏切、佐屋14号踏切であります。それと、オークワ北の踏切、日比野1号踏切につきましては、名鉄の踏切確保及び歩道設置については、改良できればいいというふうには思いますが、踏切改良などには膨大な費用がかかるほか、拡幅することによりほかの踏切の幅員の減少や廃止につながりますので、困難と考え、進めておりません。

今後の進め方につきましては、踏切につきましては名鉄管理のため、意見としてしっかり伝えていきたいというふう考えております。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうから、佐屋プールの今後についてとグラウンド整備についてお答えさせていただきます。

現在、運営を休止している佐屋プールの今後の対応についてでございますが、このアンケート結果や市の財政面と他市の状況などを総合的に考えますと、改修に高額な費用が必要となることはもとより、漏水箇所が特定できない現状では、改修を行ったとしても完全な修復を見込めないというようなことから、再開のほうは考えておりません。

こうした中で、今後のことを考慮しまして、来年度は、佐屋の代替として学校プールの開放を検討しております。

次に、親水公園、多目的広場の整備状況についてのお尋ねでございますが、親水公園の多目的広場は、調整池としての機能と役割を持っております。土質といたしましては、山砂を採用していることから、全体的にやわらかく、他の運動場と比較しても若干やわらかい状況であります。

指定管理者制度の導入前、市が直営していた際には、2年から3年に1回程度、山砂の補填をしておりましたが、現状では十分足りているというようなことから行っておりません。

現在の多目的広場の整備状況でございますけど、年に1回、防じん、保湿を目的とした液体保水剤を散布しており、状況に応じてトンボなどでの整備を行っております。広場内の側溝しゅんせつ清掃も年1回行っております。

多目的広場の今後の整備については、状況に応じて対応していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、防災コミュニティセンター整備計画についてですが、公共施設等総合管理計画を検討する中でということで、防災コミュニティセンター整備計画の計画を考えるんだということを誓っていただいておりますが、市として災害に備えることということに対しては、今希薄になっている地域コミュニティーというのをより強固なものとする、そのためにコミュニティー連絡推進協議会の結成や、その活動の強化を図るということを進めているところだと思います。

また、防災拠点の整備や避難所の確保についても、あわせて市の地域防災計画の進める中で、市の方針として進めていっているところであると思います。

そういった市の責務と市の方針に基づいて質問なんですけど、防災コミュニティセンター整備計画にある八開地域と佐屋北地域については、市の地域防災計画に照らし、もう整備が必要なくなったという認識の評価なのでしょうか。

また、この地域の市民の方が災害に対して不安がなくなった、そのような認識で評価をされているのでしょうか。

また、この地域の高齢者の方、児童の方に対する防災対策も万全であるという認識になっているのでしょうか。

そして、社会的な災害の要因の一つになっているということで、別項を立てて愛西市の地区防災計画には記載がされておりますが、地域コミュニティーの希薄化による防災能力の低下している、そのような状況の対策は万全であるのか。そのような万全であるという認識に立って、防災コミュニティセンター整備計画については、もうこれ以上進めることはないのかということについて、市としてはどのように思っているのか、そのことについてお伺いします。お願いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、幾つか再質問いただきました。

まず、災害という視点の中での、そういった視点での防災コミュニティセンター整備計画も絡め合わせた御質問だというふうに捉えましたので、防災という目線の中で、私のほうから、まずお答えをさせていただきます。

まず前段で、先ほど来、御質問がございます防災コミュニティセンターの整備計画の関係でございますが、当然、今地域防災計画の中にも位置づけがしてあるのは承知していただい

るというふうに思いますけれども、先ほど来、企画部長が申し上げておりますように、公共施設の総合管理計画の中でそういった整備をしていくということも、そういった考え方で進めていくのは間違いありませんけれども、基本的には私ども市の考え方としては、当然防災コミュニティセンターに限らず、今後、新たな施設の建設については、建設というか、整備していかないというのが基本的な考えであるということ、まずお伝えをしていきたいなあと。

その中で、先ほど企画部長が申し上げましたように、長寿命化を図っていくと。その中には、施設の統廃合もありましょうし、総量規制もありましょうし、そういった今ある公共施設のあり方等々について総合管理計画の中で検討していくということでございますので、まず前段でそういった考え方をお伝えさせていただきたいというふうに思っています。

それで、愛西市の現在の避難場所は、これも最前から一応お答えをさせていただいておりますように、市内54カ所の避難所を指定しておりますけれども、これも毎年、54カ所の避難場所を記載したものを広報で掲載をさせて周知をさせていただいておりますけれども、その中にも、その避難される施設の指定は行っておりませんよと。そして、万が一、災害が起きたときには最寄りの避難所に避難をしてくださいよと、こんなように一応コメントも付記をさせていただいております。

また、愛西市では、災害時における相互応援協定を海部地域内の市町村と結んでおりますので、あつてはいけませんけど、もしそういった大きな災害等があれば、他市町村の施設であっても避難をしていただけるというような協定も結んでおりますので、いずれにしても、近場の避難所へまずは避難をしていただくということが大前提ではなからうかなあというふうに思っております。

そして、災害に対しての計画地域、先ほど来おっしゃった佐屋北地区ですか、八開地区の不安はなくなったかとの質問でございますけれども、やはり防災・減災につきましては、市全体を見据えて、私ども各種防災事業を進めておりますけれども、愛西市全体としてその災害に対する不安を払拭されたかということを考えますと、そうではありません。仮にそういった防災コミュニティセンター、今、それぞれ9地区にあるわけでありましてけれども、そして54の施設があるわけでありましてけれども、それがあからといって不安が払拭されたわけではございません。やはりこれも最前お伝えをしておりますように、私どもも含めて各自が、やはり枕言葉ではありませんけれども、その防災に対する意識、それから日ごろからの備えというのを真剣に考えていただいて、やっぱり取り組んでいただくということが重要ではなからうかなあというふうに考えております。

それから高齢者、それから通学児童の関係でも御質問をいただきました。これは、総括的に私のほうから考え方をお伝えさせていただきます。

まず、高齢者、児童に対する関係でございますけれども、やはり地域に住まわれる支援の必要な高齢者、あるいは障害者の方、それから子供さん等が災害時において適切な支援が受けられるように、要援護者の中でこれは対応していきたいなあというふうに考えております。

そして、災害が起きた場合、また起きるおそれがある場合でありますけれども、1次避難所

を開設しますので、福祉避難所であるかどうかを問わず、要援護者を受け入れ、避難者全員の安全確保に努めていかなければならないというふうには考えております。

私のほうからは、とりあえず以上だと思いますので、次に企画部長のほうからお答えさせていただきます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私のほうから、御質問の中でコミュニティーの希薄化というような御質問がありました。このことに関して、総論的というか一般的な見解から御答弁させていただきます。

議員、災害時というお言葉を使われておりますけれども、災害時に限らず地域コミュニティーの希薄化については、私ども市としても懸念しているところでございます。これらを踏まえまして、12月に御議決をいただきました、4月から施行されます自治基本条例でコミュニティーの形成というものも規定をさせていただいております。

市民の方にもこの条例の趣旨を御理解いただきまして、地域で改めてコミュニティーの大切さを認識していただきまして、共助の精神が育まれるよう、まずは条例の啓発に努めていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

#### ○11番（河合克平君）

では、再度質問させていただきます。

今、総務部長のほうから、施設は今後整備をしていかないという、新たにつくっていかないという意見がございましたけれども、その公共施設等総合管理計画を策定する中で新たに必要になる可能性があった場合は整備をしていくという認識でいいのかどうかについて、1点お伺いします。

また、コミュニティーについて、コミュニティーをつくっていくということで、希薄化の対策は自治基本条例を制定したので、それをどんどん進めていくんだということをおっしゃっていただいている回答があったわけですが、その防災、当然地域コミュニティーが強固になれば、災害のときにそれを防ぐ、また拡大させないということに大きな力になるわけです。そういったことでは、先ほども申し上げたコミュニティー連絡推進協議会を結成したりということは進めていくということでもいいのかどうか。引き続き進めていくという立場でいいのかどうかということについて、再度済みません、認識をお伺いしたいと思います。お願いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

私はわかりやすく端的に申し上げたつもりでおりますし、ただ、議員のほうからお話がありましたように、公共施設の総合管理計画、その中に更新という区分がございます。更新という捉え方は、新しいものをつくるということに限定して整理をしているものではありません。当然、更新という部分の中には、規模を縮小して、必要に応じては、その状況によっては、今基本的な考え方を申し上げましたけれども、その規模を縮小してそういった長寿命化を図っていくと。そんなような一応整理の仕方を今進めているわけですがけれども、厳密に新設、建築というような考え方で整理をしていく考え方を持っておりません。先ほど申し上げましたように、

企画部長のほうからもお話がありましたように、これは総量規制、統廃合、それから用途の転用、そういったものの中で長寿命化を図っていくというのが一応今愛西市の今後のスタンスでありますので、議員のほうから再質問でありました新しく物をつくる、建設するというような整理の中で、今後、その管理計画の中で位置づけをしていくという考え方を持っておりません。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私のほうからコミュニティーの関係について御答弁させていただきます。

議員がおっしゃるところの今後の進め方の部分にも入ってきますけれども、まずそのコミュニティーの推進協議会をつくっていくのかというような内容だったと理解しておりますけれども、当然、今現在、コミュニティー推進協議会がない地区がございます。それで、以前も御答弁させていただきましたけれども、まずは職員が地域に入っていく、こういったことも重要ではないかと。自発的に地域の方々がコミュニティー推進協議会、こういった形成に自発的に立ち上がっていただくのが一番いいわけですけれども、第一歩を踏み出すには、やはり職員が地域の中へ出向いて、そういった後押しをしていく必要もあるのではないかなというふうに考えております。

当然、そういった中で自治基本条例も制定をさせていただいて、今のコミュニティー形成につきましても、市としては重要な施策の一つだというふうに認識しておりますし、議員が先ほど災害時時のコミュニティーのことも御質問ありましたけれども、東日本大震災におきましては避難所、それから避難住宅、そういったところで地域コミュニティーの大切さというのが非常に報道されたと、そういったことも認識しておりますし、災害時におけるそういった地域コミュニティーの重要性、こういったところも十分認識をさせていただいておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○11番（河合克平君）

ちょっと1つだけ確認ですが、新設をしないという点での認識ですが、防災コミュニティーセンター整備計画は、凍結をするのか、それともこれ以上つくらない。凍結をして、公共施設等総合管理計画の中で再度どう位置づけるかということをするということではなくて、この計画にある2つの施設については、もう全くつくる検討もしないということで認識をしたらいいんでしょうか、そのことだけお願いします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

新しい施設を建設するということになりますと、先ほど総務部長が申しあげましたように、新たにつくるということではなくて、統廃合というのが当然あって、そのスケールメリットを出していかなければならないというふうに考えております。

それで、議員のほうから御質問があるように、じゃあコミュニティーの整備計画については、凍結というお言葉での御質問ですけれども、私どもとしては公共施設等の総合管理計画、こちらへ移行すべきだという考えであります。

それで、じゃあ、そちらのほうで建設する検討がされるのかということではなくて、まず地域防災計画と今の公共施設総合管理計画と、これは並行してやらなければならないというふう

に思っております。といいますのは、当然、避難所等々を設定していくのは地域防災計画でありますので、これも既存の施設を利用して計画を立てていくということになると思いますし、議員がおっしゃいます、じゃあコミュニティの拠点はということになりますと、これもまた既存の施設を利用した中でできないかというような検討が必要であるというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○11番（河合克平君）

そういった状況も踏まえて、今後の計画の策定の中でどうあるべきかということについては、また議論をさせていただきたいと思えます。

その中で、今後、防災コミュニティセンター整備計画にある佐屋北地区について、ちょっと質問をしたいと思えます。

3地域の中で人口が多くて人口の増加があるというふうに考えられるけれども、今後、どのように地域の中ではふえていくんだろうかと。また、日々大地震が発生したときなどにはどうしたらいいかということで、不安で仕方がないということを市民の方が先日おっしゃってみました。オークワのスーパーの南側に住宅が建つ予定もあるんじゃないかというのをちょっと聞いてもおりますので、そういったことでは、この地域の防災、この地域の将来人口も考えて必要ではないかということをおもうわけです。そのことについては、今、見解も詳しくありましたので、そのこととあわせて、つくらないとか、計画をまた別に立てていくということもありましたので、そういったこともあわせて、この佐屋北地域についての住民さんの思いについてはどう応えるのかということについてお伺いをしたい。

また、この佐屋北地域の方が避難をする一時避難場所というのは、先ほど54カ所ということがありましたけれども、最寄りのというは何カ所ぐらいあるのかということについてお伺いをします。

また、避難所についてはあるのか、また防災拠点となる施設はあるのか、あわせてお伺いたします。お願いします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私のほうから初めに、防災コミュニティセンターの整備計画の佐屋北地区にある人口の動向についての御質問がございましたので、そちらからお答えをさせていただきます。

整備計画の中で、佐屋北部地区というのは、内佐屋町、柚木町及び日置町というところで整備計画がされておったわけですが、この整備計画の中で平成22年5月1日現在の人口が記載されております。3,972人と記載がされておりました。それで、この5月1日を基準としまして、4年後の26年5月1日の3町内の人口が3,985人ということで、比較しますと若干ふえておりますが、ほぼ横ばいなのかなあという分析をしております。

また、オークワの南の付近についてお尋ねでございますけれども、私ども担当課のほうに確認をさせていただいておりますが、住宅を建てるという話は聞き及んでいないということで御理解をいただきたいと思えます。

また、その地域の方の思いということを含めてということでございますけれども、先ほど

来申し上げておりますけれども、公共施設のあり方につきましては、新規施設の建設ありきではなく、既存施設のあり方も含め、現在、公共施設等マネジメント検討部会という部会を立ち上げ、検討をしております。

今後、策定予定の公共施設等総合管理計画の中で総合的な判断をもとにして位置づけが必要であると、このように考えております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

今、議員のほうから再質問で、それぞれ佐屋北地区の住民の方の思いというお話がございましたけれども、先ほど一番最初の前段でお答えしておりますように、これから今後、ゆうべですか、地震もありましたので、どんな災害が発生するかわかりません。そんな状況の中で、今、企画部長がちょっと話した柚木町、内佐屋町の方というのは、距離的云々という話、時間的云々という話になれば、それを言い出すとちょっと整理がつかない。例えば、南のほうでいけば、1号線から南の善太新田の方もお見えになりますし、八開では川北地区の方もお見えになりますので、ですからそういう捉え方ではなくて、私が先ほど申し上げましたように、当然、愛西市の54の施設だけでは対応できない分もありますので、これは海部地区相互応援協定というものを結んでおりますので、例えば、いざそういう災害が発生した場合に、一番最寄りの避難所へ避難してくださいよという言い方を申し上げましたけど、例えば、内佐屋町、あるいは柚木の方、あつてはいけません、そういうような状況になった場合に、例えば津島高校が近場にあるわけですね。そこだってその応援協定の中での避難所という位置づけもさせていたでいておるものですから、そういったようなその活用をしていただくということも考えられるわけですね。

それから、佐屋北地域の一時避難所、これはいつとき避難所という捉え方でいいですよ。先ほど申し上げましたエリアの中、簡単に言いますと、佐屋中学校から以北のエリアの中にいつとき避難所ということでの避難場所につきましては、佐屋北保育園、それから佐屋西児童館、佐屋西小学校の3カ所というものがいつとき避難所という形で位置づけがされるのではないかなあというふうに考えております。

それから、地域防災拠点的な施設というのは、先ほど来申し上げておりますように、そういった地域防災拠点という施設といいますか、指定はしておりません。

いずれにしても、地域防災拠点といいますのは、やはり市町村等の現地活動拠点とか、それから短期・中期の避難地となるところでありまして、おおむね小・中学校単位で選出されるものと理解をしておりますので、これはいつときじゃなくて1次避難所の中で対応することになるというふうに考えております。

以上が、現状でのその避難所の指定といつとき避難所の位置づけということで御理解がいただきたいと思っております。

#### ○11番（河合克平君）

ありがとうございます。

おっしゃられた、昨晚、地震がありました。僕も起きていましたけれども、家族は誰も起き

ませんでしたけれども、そういった現実については、日々そういう危険を感じながら生活をされて、ああいう形で地震が起きると、ああ、私の地域はどうなっているんだろうかなということに不安に思うのが市民の皆さんではないかということをおもいます。そういった方たちに、市として今できることを提案していくことが、また必要ではないかなというふうに思うものから。

それと、防災拠点ですとか、そういったことについて、地域の公民館ですとか集会所などを防災拠点と見立てて備蓄をするですとか、それからその地域の公民館、集会所についての改修、また耐震について市が行っていくですとか、そういったことについての対応をとることができるのかどうかについてお伺いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

まず、前後しますけれども、町内会の集会所、公民館、そういったところの耐震診断、あるいはそれに伴う改修の関係でありますけれども、基本的な考え方というのは、やはり集会所とか公民館というのは、その町内会、自治会の管理されるべき施設でありますので、やはり考え方としては、そこを市が指定をするという考え方というのは持ち合わせておりません。

ただ、議員のほうからの耐震診断とか、その改修というお話がありましたけれども、これは、今ふるさと推進助成事業というのがあります。この中に耐震診断を助成対象にしますよと要綱上規定をしております。これは2分の1の補助です。ですから、それぞれの町内会等々で御協議いただいて、一遍この集会所、公民館の耐震診断をやろうかというお話になれば、今のその助成事業を活用していただければ、こういった診断も実施ができますので、それはそういったものの活用をしていくことも一つではないかなあというふうに思っております。

当然、診断結果で改修が必要だということであれば、これも助成事業の対象になりますので、これも2分の1ございます。ただ、それぞれ限度額を設けておりますので、それに沿った形で市の助成額というふうになりますけれども、そういった部分で活用していただければよろしいんじゃないかなあというふうに思っております。

それから、地区の集会所、公民館へ備蓄品の配置についてという御提案でありますけれども、これはやはり基本的に難しいというよりも、現時点では考えておりません。

ただ、議員御承知のように、市内の民間の一時避難所として協定を締結させていただいておりますよね。そういった施設につきましては、スペースの問題もございますけれども、御要望があれば、そういった施設については対応させていただくこともできるんじゃないかなあというふうに思っております。

地区の集会所、公民館へその備蓄品を配付するという事は、私どもとしては考えておりませんので、その辺、理解がいただきたいと思っております。

#### ○11番（河合克平君）

地域の公民館、集会所については、地域の持ち物だということはおっしゃられるとおりなんですけれども、特に防災コミュニティセンター整備計画の中で必要だというふうに言われる地域であるということをお前提に置いて、一度検討をしていただく。その公共施設等総合管理計画

の中でも、ぜひ検討していただければなあということを要望いたしまして、その点については終わりたいと思います。まだまだこれからいろいろとお話を聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に2点目の佐屋駅についての件でございますが、佐屋駅については県と名鉄さんと一緒になって、佐屋駅前については整備を進めるということの方向性が出たということをおっしゃっていただきました。本当にそういったことでは、佐屋駅を利用する方々の安全がひとつ確保できつつあるのではないかとということで、非常にいいことだなあというふうに思っております。

また、日比野駅の踏切については、津島高校の生徒がたくさん利用されます。また、オークワの北の踏切については通行規制がされていますけれども、通学路として利用するという生徒がいらっしゃいます。買い物帰りの歩行者も利用されます。

佐屋地区の踏切については、佐屋駅の踏切は歩道があります。そして、ヨシヅヤの横の踏切も歩道があります。そして庁舎の前を通る道、中学生が通る道というところで、そこも歩道があります。そういったことでは、利用者が多くあって危険だと思ってしまう状況の中では、今まで対応されてきたことだというふうに認識をしております。同様に、日比野駅の踏切について、またオークワの北の踏切についても、その拡幅というのは積極的に進めるべきではないかというふうに思うわけですが、その見解をお願いします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

最初の質問でもお答えをさせていただきましたように、歩道設置となると膨大な費用がかかることや、ほかの踏切への影響も考慮すると困難じゃないかなあというふうに考えます。

オークワ北の踏切につきまして、いろいろな状況もあろうかとは思いますが、こういう問題につきましては、安全確保の面でいきますと、踏切内の管理につきましては、管理者である名鉄に対して意見としてしっかり伝えていきたいというふうに考えております。

#### ○11番（河合克平君）

では、引き続き安全確保に努めていただきたいというふうに思います。

オークワ北の踏切の東側のところに中電の鉄塔が立っているんですけども、この中電の鉄塔が立っていることによって、金網があることによって歩行者が、標識が歩道を塞ぐような形で標識が立っているのもありまして、歩行者がなかなか通りづらい状況があります。そういったことでは、その金網を50センチほど下げてもらうようなことを中電と相談をしたりということをしてしながら、その歩道の確保ということはできないのか、そのことについてお伺いいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

御質問をしていただきました中電の柵の部分のセットバック分につきましては、用地の確保とか物件補償に費用がかなりかかるというふうに思います。

また、踏切の拡幅というのは難しいものだというふうに考えております。議員が言われました道路部分につきましては、標識、私も現場を見てきておりますが、何かの改善策がないかな

あとということとはちょっと考えたいというふうに思っております。

また、名鉄沿線につきましてもいろいろな問題はありますが、これについては、今踏切内につきましても、先ほどもお話をさせていただいたように、名鉄管理という前提もありますので、踏切についての安全対策については名鉄にしっかり言っていきたいという部分と、道路部分については、道路管理者である愛西市が必要な安全対策は考えていきたいというふうに思っております。

#### ○11番（河合克平君）

ありがとうございます。

では、引き続きこの状況については、佐屋駅も含め、その周辺の踏切等も含め、歩行者の、また利用者の安全確保に進めていただけるようお願いを申し上げます。

続いて、3点目に質問いたしました体育施設についての追加の質問をさせていただきます。

現在、佐屋プールのアンケートの結果を踏まえて、佐屋プールについては閉鎖をする方向で考えているということではありました。そういったことではありますけれども、学校プールの開放等についても検討しているということだったんですが、一体愛西市の中で、かなり広域にもなりますので、何カ所ぐらいを予定されているのか。また、中学校や小学校、どちらを開放ということかで考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いいたします。

また、学校の職員が学校プールの開放についてかかわることがあるのか。かかわるのであれば、先生の負担がふえるんじゃないかということとはちょっと避けたほうがいいんじゃないかというふうにも思いますので、そのことについての見解もお伺いいたします。

また、学校プールについて開放されるということになったときに、例えばその費用についてはどのような負担になるのかということについてあわせてお伺いいたしますので、お願いします。

#### ○教育部長（五島直和君）

来年度、27年度の学校プールの開放についてでございますけど、学校施設の現状などを考慮して、試験的な開放というような形で検討をしております。

開放する学校などは、現在、いろいろ協議しておりますが、まずは中学校については、部活動、そういうもので使われるというので、影響がありますので、それは利用としては考えておりません。

また、それにより学校の先生の御負担がふえるんじゃないかという御質問でございますが、基本的には管理、また先ほど費用の面の質問もありましたが、管理とか費用については、指定管理委託の中で対応していきたいというふうで考えております。

#### ○11番（河合克平君）

指定管理の中でということでおっしゃっていただいているんですが、今回も予算が出ていますけれども、その予算内で行えるような方法を考えていくということでもいいか、もう一度認識をお願いします。

#### ○教育部長（五島直和君）

指定管理料というのは継続で組まれております。その範囲の中でやれるようなふうで検討していきたいと思っています。

#### ○11番（河合克平君）

昨年1年間、プールがないということで、佐屋地域の佐屋プールが閉鎖されているということで、かなり子供たちが残念な思いをしている状況でありますので、ぜひともことしの夏に向けて、一日も早くその方法ができるようお願いをいたしたいと思います。

最後に、グラウンドの整備についての質問をさせていただきます。

おっしゃっていただいた親水公園の多目的グラウンドは、普通の砂と違ってやわらかい砂が入っているということで、雨が降ったとき、後などの管理については、やっぱりどろどろになってしまうところがあるんだなあということがわかったわけですが、市民の方から聞いていることとして、旧佐屋地区と、それから佐織地区と立田地区のグラウンドの管理の仕方が、平たい言い方をすると、費用のかけ方が違うんじゃないかということをも市民の方から言われております。合併のときには、ここはこういうふうにしてた、ここはこういうふうにしてたということをもそのまま継続していることによって固定化をしているんじゃないかというふうに感じるわけですが、そういった事実はあるかどうか、お伺いいたします。

また、グラウンドの整備等の今後についての要望の窓口については、どこにそのようにして窓口に行けばいいのかということについてもあわせてお伺いをいたします。

そして、現在、やわらかい砂を入れているということなんですが、入れかえて、佐屋スポーツセンター等にあるような真砂土に入れかえるような、そういった検討はできないのかということについて、あわせてお伺いいたします。

#### ○教育部長（五島直和君）

お答えします。

まず、先ほど1回目の御答弁の中で、私、説明させていただいたと思いますが、まず多目的広場的というのは、調整池の機能があるというのは1点言わせていただきました。そうした中で山砂という表現をいたしました。別にやわらかい砂を入れるという意味じゃなくて、学校のグラウンドやなんかも山砂を入れております。特にやわらかいものを指定して入れておるわけではございません。その辺をちょっと御理解いただきたいなと思います。

そして、各グラウンドの管理の状況なんですけれども、平成23年度より指定管理という制度を導入しました。その導入時点で業者の募集をするときに、ある一つの基準、それぞれのグラウンドをどのように整備するかという基準で、それまでの直営時の管理体制を一応基準として募集を行いました。

そういう状況でございましたが、現在といたしましては、その辺は、各運動場、グラウンドの状況に応じて柔軟に対応しておるというようなふうで思っております。

また、市民の方々のいろんな御意見をいただく場合の窓口ということですが、これは以前にもいろいろお答えした経緯もありますが、グラウンドに限らず体育館のこと、そういうもののいろんな要望というのは、指定管理者のほうで窓口となって対応しております。内容によって

は市と連携をして対応しております。

そして、最後の御質問で現状の砂を入れかえるというような御質問がありましたが、これについては、今のところはそのような計画は持っておりません。以上です。

○11番（河合克平君）

済みません、私の答弁していただいたのが違っていた、やわらかいということではないんですか。今言った、運動場よりも比較的やわらかいんじゃないかという話だったんで、そういうわけではない。要するに、やわらかいというとあれですけど、雨が降るとそのようになるということで、ということではなくてということで、その辺のことについてももう少し説明をお願いします。

○教育部長（五島直和君）

やっぱり山砂の性質上、そういう意味にとられるかもしれませんが、特に極端にやわらかいという話ではなくて、先ほどもちょっと言いました、このグラウンドやなんかでも同じようなものでやっておりますし、学校はにがりをまくというようなことをしておりますが、こちらの多目的広場のほうは、それにかわるものとして、先ほど言った液体の保水剤、そういうもので対応しておるということで御理解いただけたらと思います。以上です。

○11番（河合克平君）

ちょっとよくわからないので、また私も山土と真砂土がどれだけ違うのかということも勉強不足なところもあるので、勉強して、またお話を聞きたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

順次、3点にわたって質問させていただいたわけですが、今、市民の皆さんの安全と安心と、また命を守るということで、今すべきこと、今できることが市としてはあるんだというふうに思います。そういったことでは、当然、市民の皆さんの要望というのを取り入れながら市の運営をしていくということにもなりますし、地方公共団体としては、社会保障の充実をするということについては市の仕事として規定をしているわけでございますので、そういったことでは、順次、市民の方が少しでも不安がなくなるような形で市政運営に取り組んでいただければというふうに思って、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

11番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとります。再開は1時といたします。

午前11時25分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位3番の19番・竹村仁司議員の質問を許します。

19番・竹村仁司議員。

## ○19番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、大項目、支え合い共生社会の確立について質問をさせていただきます。

共生社会というと何か別世界のような印象を持ちますが、そこに支え合いという言葉がただで随分身近になります。この支え合いという言葉の持つ意味は、福祉というものを原点としているとも言えます。したがって、共生社会イコール福祉社会という捉え方もできると思います。

福祉社会のあり方をめぐる議論は、時代とともに変化をしてきました。大きくは3つに分けられるかと思えます。

まず初めに、戦後から高度成長期には、弱者救済の福祉がありました。例えば、働いても生計を立てられない人、こうした弱い立場の人を救うのは公の責任と認められ、福祉という考え方が定着してきました。

次にあらわれたのは、リハビリテーションとしての福祉です。自力で社会の一員として人間らしく生活する、この3つを支援する福祉です。ハンディキャップを持った人を選別するのではなく、全ての人を対象とする考え方です。

そして、3つ目がこれからの時代の福祉です。1960年代に既に北欧では、ノーマライゼーションという障害をお持ちの方が地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考えが始まっています。しかし、当時の日本はどうかというと、施設と称してそうした方を隔離し、社会生活から断絶してきました。やっと21世紀に入って、ハンディキャップをお持ちの方も同じ地域で助け合い、支え合って生きていくという地域福祉という考えが育ってきたのです。

これまで、社会保障の制度や負担と給付の割合のみを議論する時代から、本来の助け合い、支え合う福祉の意味を考える新たな局面を迎えていると思います。年金や医療、介護など社会保障制度の骨格を持続可能なものにするとともに、人という個人に焦点が当てられるべきとの考えが生まれてきているのです。そして、そこには大きな問題が壁となっています。その中でも人口減少問題への対応が大きな課題です。支える側の減少という問題です。

一人の女性が生涯に何人の子供を産むかをあらわす数値として合計特殊出生率というものがあります。その年の15歳から49歳の女性が産んだ子供の数をもとに算出をします。2.07という数字が人口を維持できる水準とされています。およそ2.08のとき、人口は増加も減少もしない、均衡した状態となります。

日本の合計特殊出生率は、ひのえうまの1966年に1.58を記録し、翌1967年、2.23に戻ったものの、1975年にはまた1.91に下がり、以後は緩やかな低下を続けています。

結婚や出産に関する価値観の多様化、若い世代の経済的な貧しさなどを背景に、日本の総人口は、2008年の約1億2,800万人をピークに減少に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、合計特殊出生率がこのまま1.4前後の水準で推移すると、2060年には現在の3分の2の約8,700万人まで減少するとされています。次の50年である2060年へ向けて、社会保障改革と地方創生を現安倍政権では新しい国づくりの両輪

と位置づけています。そして、兩者をつなぐ車軸となるのは、今、市民の皆さんが暮らしている地域です。住みなれた地域、それぞれの生活圏において、医療、介護、生活支援など必要なサービスを満足させることが行政の最重要課題と言えます。そして、それが国の進める地域包括ケアシステムの基盤となるものだと思います。

平成22年の12月議会において、共生社会の実現に向けてとの大項目で質問をさせていただきました。あれから3年が過ぎました。さらに、少子・高齢化と人口減少の同時進行という厳しい将来が見えてきました。だからといって、過剰に批判をしたり、反対に無関心であったり、楽観視したりするのではなく、真正面から受けとめ、今なすべきことを考え、行動を起こすことが求められます。各地域が知恵を出し合い、独自の進め方で、地域のことは地域で守る、地域のきずなを取り戻すという考え方を行動で示すことが大切です。

幸いにも愛西市は、自治基本条例も制定され、市民の皆さんの行動の指標となるものことができました。合併10年という節目も迎えます。市民と行政が手を取り合って、おのおのが暮らす地域の活性化を行うちょうどよい機会になるとと思います。

そこで、数点質問をさせていただきます。

小項目の1点目として、少子・高齢化と人口減少に晩婚・非婚の傾向が重なり、家族の形に重大な変化をもたらしています。本市の取り組みとして、この晩婚・非婚についての考え、対策をお伺いします。

次に2点目の質問として、人口減少予測を踏まえ、まずは若い世代が子供を産み育ててなくなるような社会環境の整備が必要です。そのためには、男女が平等に社会のあらゆる分野で活躍する機会を確保することが欠かせません。これまでも平成24年3月に男女共同参画については質問させていただいていますが、その後の進展と、さらにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、これらの浸透が大切になってきます。この点について市の取り組みをお伺いします。

3点目に、超高齢化・人口減少社会に適応した新しい福祉社会を構築するためには、世代間や地域間の意見の違いを乗り越えた社会の安定が必要です。負担を分かち合い、支え合いによって地域住民の暮らしとコミュニティ（共同体）を守ることが大切です。

先ほども述べましたが、平成22年12月議会での共生社会の実現という質問に対しては、当時は「共生社会」という言葉自体が一般論的にはなっていないように思いましたが、この4年余りで、大きな災害をこうむったこともあります、「共生」という言葉を耳にする機会もふえ、そこに共生の価値観、ともに支え合って生きることに見出す生き方が市民の皆さんの間に幅広く共有される時代になりつつあります。

そこで、本市の取り組みとして、世代間や地域間の意見の違いを乗り越える支え合いの仕組みづくりにつながる政策があるのか、またそうした考えの上で行動を起こしているか、お伺いをします。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○企画部長（山田喜久男君）

竹村議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、私から初めに、晩婚・非婚についての考え、対策ということで、非常に難しい課題での御質問をいただきました。

本市におきましても、少子・高齢化の波は既に押し寄せているというふうに捉えております。国立社会保障・人口問題研究所から出された推計では、本市でも30年後には約1万5,000人が減少するという推定が出ておるところでございます。

そんな中で、人の考え方の価値観の中で結婚という概念があると捉えているところでございますが、時代の流れとともに結婚に対する意識が薄れてきているのではないかなということや、経済的不安が晩婚化・非婚化の一つの要因であるのではないかなというふうに捉えております。

そこで、市の総合計画の中でも子供が生まれた後の子育て支援策も掲げております。安心して子育てできる体制は、今後も充実させていきたいというのが市としての考え方でございます。

ただ、一方で、男女の出会いを設定する婚活事業、こういったものが展開されているところでございますけれども、以前にもこれも御答弁させていただきましたが、市が主体となって実施するのではなくて、現在実施をされてみえる社会福祉協議会やあいち海部農協のこういった展開に、事業の後押しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、ちょっと順番と前後しますけれども、3点目の関係について私から御答弁させていただきます。

議員も御質問の中で御指摘いただいたように、昨年12月議会で自治基本条例を御議決いただき、制定をさせていただいたところでございます。この条例の内容をいま一度、少し御説明をさせていただきますと、自治の基本的な考え方として、第3条第4項で地域内分権の推進というものを規定しております。この考え方につきましては、地域の課題は、地域のことを一番よく知っている地域の方々に課題解決に当たっていただくという考えでございます。

そして第16条から18条にかけては、コミュニティーを形成するための考え方としまして、お互い助け合い、多世代、多文化、多分野の交流を大切にし、お互いの意見を尊重した上で、よく話し合い、市民みずからの手で決定し、実行するというふうに規定をさせていただいております。

このコミュニティーの形や目的というものはさまざまでございますけれども、お互いに尊重し、よく話し合ってください、そしてお互いに思いやり、支え合っていけるようなコミュニティーという地域の輪を広げる仕組みづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

そして、この条例の考え方を市民の方へ啓発し、市民の方自身が納得をしていただいて、市全体がお互いに支え合う共助の考え方が広がるような取り組みをしていかなければならないというふうに考えております。それには、まず職員がこの考え方をしっかり理解し、共有するための研修会をまず開催をさせていただき、また市民の方向けの講演会、こういったものも実施していきたいという考えを持っております。

いずれにしましても、今後、職員一丸となって取り組んでいかなければならない課題であるというふうに捉えております。

私からは以上でございます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうからは、前後して申しわけございません、2点目に御質問いただきました男女共同参画、それからワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、順次お答えをさせていただきます。

まず、平成24年3月に平成24年度から28年度までの5カ年計画を期間といたしました第2次男女共同参画プランを策定しております。この計画の中に3つの基本目標を掲げております。1つが人権の尊重と男女共同参画の意識づくり、2つ目が多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり、そして3つ目が男女がともに意思決定や地域社会に参画する環境づくり、こういった3つの基本目標を掲げておるわけでございます。そして、そのほか具体的施策、数値目標を掲げていると、こんなような内容で一応策定した経緯でございます。

そして、毎年度、その進捗状況を確認しております。その確認をした数値を愛西市男女共同参画推進懇話会でいろいろ御意見をいただきながら、御協議をいただいているというのが現状でございます。

そして、平成25年度の実績におきましては、平成24年度に比べまして増加している項目も中にはございます。しかしながら、まだまだその目標値に達成していない項目が多く見られるのも実情でありますので、目標年度の平成28年度までに何とかその達成に向けて今後も努力をしていきたいなあとということで、前向きに進めていきたいという考え方でおります。

そして、2点目のワーク・ライフ・バランスの関係でございますけれども、これは施策の一つであります。そして、このワーク・ライフ・バランスには、これも4つの基本方針を掲げております。

まず1つが育児と両立支援の充実と。その中の具体的な施策がまたそれぞれ一応項目を掲げておるわけでございますけれども、この具体的な施策について申し上げますと、まず保育サービスの充実、それから長時間保育の充実、地域子育て支援センター事業の充実、それから放課後児童クラブ事業の充実、パパママ教室の実施、育児休業制度の普及・定着の促進、それから男性の育児休業取得促進の働きかけ、これが1つ目の育児と両立支援施策の充実の具体的な施策ですね。

そして、2つ目の基本的方針には介護との両立支援施策の充実と、その中の具体的な施策について申し上げますと、介護休業制度の定着の促進、それから家族介護教室の充実、介護保険サービス等の充実等々を施策として掲げております。

そして3つ目の基本的な方針におきましては、困難な状況に置かれている市民への支援ということで、この中で4つの具体的な施策を掲げておりますけれども、1つがひとり親家庭の相談・指導の充実、それからひとり親家庭への経済的支援、母子家庭への自立支援、生活保護相談及び支援と、この4つの具体的な施策を掲げております。

そして、最後の基本的方針の4つ目でございますけれども、この方針は、家族就労者の労働環境の整備ということで方針を掲げておりますけれども、その中の具体的な施策といたしまし

ては、家族経営協定の促進、女性の認定農業者の普及・促進、女性の農業者年金加入の促進、家内労働に従事する女性への情報提供と、それぞれ基本的方針がある中で、それぞれの具体的な施策を考えておるといふものでございます。

そして、先ほど議員の御質問の中身にもございましたように、いわゆる誰もが仕事と生活の調和のとれた生活を実施すると、これが目指している一つの目標でございますので、いずれにしても、先ほど申し上げました具体的な施策もありますので、その実現に向けて今後も取り組んでまいりたいというような考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

#### ○19番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁をありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきたいと思ひます。

今、非婚・晩婚についても御答弁をいただきました。時代の流れの中で価値観も変わってきていると思ひます。ここで少し大きな話というか、展望といひますか、冒頭に述べました福祉社会のあり方をめぐる議論というのが新たな局面を迎えているわけですが、ここで改めて、そもそも福祉というものは何か、なぜ必要なのかということをおつと考へてみたいと思ひます。

医療や介護の制度論、先ほども言ひましたけど、負担と給付の割合などが問題になり、その点ばかりが論議されがちですが、もう一度原点に立ち返つて考へるべきときが来ているのではないでしようか。

福祉とは、生命、生活、生存を最大に尊重する人間主義という理念に基づいたものであり、自分も他人もともに人としての尊厳を支え合ひ、守り合う営みにほかならないと思ひます。こうした考へ方は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を定めた憲法第25条とも一致するものであります。個人の尊厳を守るには、人と人とのつながりが不可欠です。市民のきずなこそ福祉社会の根幹をなすものですが、残念なことに、少子・高齢化、人口減少、単身世帯の急増は、地域のつながりを弱体化させ、住民を孤立させる方向に作用しているのではないかと思ひます。

そこで、なかなか答へにくい質問だとは思ひますけれども、市の考へる福祉とはどのようなものか、またそれを満足させるための地域のきずなづくり、方策はあるのか、お伺ひをします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

お答へさせていただきます。

非常にテーマが大変大きな課題でございまして、なかなか一言で明確にお答へすることは難しいと思ひます。一般的に言われております社会福祉の理念というものがございまして。住民の方一人一人が人としての尊厳、主張を持って、家族や地域社会の中で、年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、その人らしい最低限の生活が送れるように支援することであるということだと思ひております。これらの実現のために、まずは地域コミュニティーがちゃんと機能しているということが非常に重要で大切なことだと思ひております。

地域コミュニティーの中では、さまざまなイベント、教育・文化、健康福祉、生活環境、防

災安全活動など、いろんな活動が行われております。自分たちの地域は自分たちで守るといった意識のもと、力を合わせて取り組んでいくということ、全ての方が参画すること、これこそが地域のきずなづくりだということを思っております。

今後の市における福祉のあり方を考える際には、公的なサービスの充実・整備を図るとともに、地域における身近な生活課題に対応する、新しい地域での支え合いを進めるための福祉のあり方を検討することが重要な課題であると思っております。

行政の制度的なものだけでは当然限界がございます。バランスのとれた持続の可能なものでなければならないと思っております。このためには、地域コミュニティの強化を図っていき、住民と行政の協働による新しい公共福祉の活動の基盤を整備することではないかと思っております。

現在、第1次の愛西市総合計画を軸といたしまして、各部署で住みよいまちづくりを目指した各種計画プラン等が策定をされ、P D C Aサイクルを繰り返しながら公共福祉への事業展開を行っておるところでございます。以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

大切な本市における福祉のあり方ということで、今、お話をいただいたと思います。今、P D C Aサイクルというお話がありまして、せつかくですので、私もよく専門用語を使うこともあるんですが、なかなかわかりにくい部分がありますので、もう少し具体的にそのP D C Aサイクルに関して、ちょっと御答弁をお願いします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

昨今よく言われておりますP D C Aサイクル、従来から施策を行う場合に、施策の計画、実行、これについてはよくされておりました。ただ、その評価（チェック）と、その評価を次の計画に反映をするといったアクション、この部分についてはなかなか実行されてきていなかったのではないかとこのことを思っております。

したがいまして、成果目標であるとか活動の指標については、この実績をちゃんと把握して、また関係機関と連携し、関連施策の動向も踏まえながら、市民や関連団体等の意見を聞き、各計画の中間評価として分析を行いまして、必要があると認められれば、次の計画の変更であるとか事業の見直し等、こういった行動を繰り返していくといったことで考えております。以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

既に拡大、あるいは拡充のみの福祉政策というのは限界に来ているのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今お話しいただきました計画、実行、評価、改善の繰り返しによって、持続可能な福祉政策というものをお願いしたいと思えます。

次に、晩婚・非婚についてですが、これは先ほども言いましたけど、現代の一つの社会現象と捉えれば、それで終わることかもしれませんが、全国のいろいろな自治体では、この問題に

対しても知恵を出し合い、積極的に取り組み、結果を出しているところもあります。

この議会でも以前から、数人の方から婚活等出会いの場をつくってはどうかという質問もありました。これは一つの提案といいますか、1月31日に第1回あいさいフェスティバルが行われました。このフェスティバルには、1月31日を「あいさいの日」と定める意義もあるのかなと思いますが、以前に私も平成24年3月議会の一般質問で、カゴメ食品が1月31日を野菜を愛する「愛菜の日」と定めたことで、本市もこの1月31日に便乗して何か行事を行ってはどうかという提案もさせていただきました。この提案があいさいフェスティバルになったかどうかはあれですが、私はそう思って、この開催をすごく喜んでおります。内容も老若男女が楽しめるものになっているのかなというふうに、第1回に参加させていただき、そう思いました。

図らずも、チラシのサブタイトルに「出会い・ふれあい」と書かれておりましたので、これは提案でありますけれども、参加者の年代層を見ると、やはり20代から40代の働き盛りの方は、見えていたのは妻帯者の方かなと、独身の方はそんなに見えていなかったのではないかなと思うんですが、このフェスティバルの中で婚活のブースを設け、PRしてはどうかと思います。これは明年への提案にもなりますが、この点についてお伺いをします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

御質問にお答えをさせていただきます。

あいさいフェスティバルの中で婚活ブースのPRをしてはどうかという御意見をいただきました。議員も御承知のとおり、議会でも以前から婚活等、出会いの場をつくってはどうかという御意見もいただいております。

現在、あいち海部農協が組合員の男性と一般女性を対象に農婚パーティーを実施しており、市としてもこういった事業に対して支援をしていこうと考えております。

あいち海部農協は、平成25年より農婚パーティーを開催し、現在、3回開催をしております。前回の参加者につきましては、男性が17名、女性が12名の参加で、2組のカップルが誕生されたと聞いております。また、農婚パーティーの年数が浅いので、結婚の報告は現段階では聞いておりません。

平成27年度の当初予算の中でも、農業委員会費で婚活イベントの負担金として10万円を計上させていただいております。今後も、このような支援体制を続けていきたいというふうに考えており、議員の御提案につきましても、観光協会とも協議をさせていただき、前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

#### ○19番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

今現在、企業誘致ということも進めているわけですがけれども、地元から、その企業が来ていただいた折ですが、働く若者がいないというのも寂しいと思いますし、この企業誘致と婚活というのは人口減少のための対策としては大きな柱になるのではないかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、小項目の2点目ですが、男女共同参画についてはこれまでも何度か質問をさせ

ていただいていますので、ここで余り時間をとらないでおきたいと思いますが、今の回答からは、25年度の第2次プランにおいても、まだまだ目標値に達していない部分があるというふうに理解をいたしました。

そこで、ワーク・ライフ・バランスの基本方針についても紹介がありました。女性が生き生きと活躍できる社会構築のためには、仕事と家庭の両立支援とともに、あらゆる分野における意思決定の過程において女性が参画することなどを通じて、女性が持てる力を最大限発揮できるようにすることが重要であるというふうに思います。

そこで、これは市の職員の方の場合をお聞きするんですが、女性職員の方の意見というのはどのような形で吸い上げられるのか。また、女性の課長級の方が部長、あるいは市長に女性の立場として意見を述べる機会があるのかどうかをお伺いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、再質問をいただきました女性職員の意見、市の取り組みということでございますけれども、やはりそれぞれの部署におきまして、上司は仕事に対する部下からの意見は、男女を問わず耳を傾けて当たり前のことでありまして、それは実践しております。

そして、よりよい仕事ができるようにしていくべきであるというふうにも考えておりますし、現状において、先ほど男女共同という話もございましたけれども、男女を問わず、その適切な意見というものは、当然仕事に反映されるべきであるというふうに思っておりますし、また反映されております。そういった理解をしております。

また、一方、市長、副市長面談が役職別に全職員を対象に実施をされておきまして、これは性別に関係なく意見を述べる機会があるわけでございます。

また、課長級に関しては、市長、副市長に対して部課長方針というものを作成して、その重点事業に対する考え方をその方針書にそれぞれの部課長がまとめると、そういったものを提出して、いろいろ市長、副市長さんのほうへ考え方を示すと、このように今取り組みをしております。ひいては、これが円滑な市政運営につながっていくという前提の中で考えて、今実施をしておりますので、御理解がいただきたいと思っております。以上です。

#### ○19番（竹村仁司君）

ぜひ女性の意見を取り入れる。現政権も女性が輝く、そういう時代にするというようなことも言っておりますので、意見を取り入れるルート、そういったことも確認させていただきましたし、現在、そうしたものを取り入れているというお話もお伺いしましたので、また女性の方が意見を述べやすい雰囲気づくり等も配慮をいただきまして、お願いをしたいと思います。

また、その上で、市の職員の皆さんというのはそういう思いでやっていると申しますが、市民のお手本となるべき存在だと思いますので、男性職員の方も積極的に女性の立場に立ってサポートをしていただきたいと思います。

また、その点からも、働きたい女性が安心して仕事と育児、介護を両立できるような制度として、育児・介護休業制度や短時間勤務制度、テレワークなどの両立支援などがありますが、本市の女性職員の方の利用状況、また男性職員の育休についてお伺いをします。

### ○総務部長（石原 光君）

それでは、まず現状を申し上げたいと思います。

まず、本市におきまして女性職員の育児休業者は、現在15名取得をしております。そして、本年、27年6月までにその育児休業取得をする予定者が4名という状況で、今、把握をしております。

また、職場復帰後、育児部分休業といった制度もありますので、その育児部分休業を取得している職員は、現在14名という状況になっております。

また、後段の御質問がございました男性職員につきましては、育休取得実績というのはちょっとございませんが、やはり子供さんの看護休暇、それから短期介護休暇、そういったものは、女性職員より少ないという比率ではございますけれども、やはり年代によってはかなり積極的に取得しておる職員もおりますので、そういったところを見てみますと、やはり夫婦で協力して子育てをすることに寄与していると、そんなような捉え方もできるのではないかなあというふうに現状理解をしております。以上です。

### ○19番（竹村仁司君）

ぜひ市内の働く女性のお手本となるような取り組みを市の職員の方々に、男性職員も含めてお願いをしたいと思います。

小項目の3点目ですが、世代間や地域間の意思疎通を促す方策ですが、先ほど来、自治基本条例に基づくコミュニティーの形成というお話も出ておりますが、その上で既にでき上がっているコミュニティー組織をどう生かすかが大切になるのではないかと思います。その一つに消防団組織があると思います。地域で唯一若者のコミュニティーを形成しているのが消防団ではないかと思っております。ところが、地域ではその消防団が存亡の危機に瀕しているのではないのでしょうか。

昨年末、消防団の夜警を激励に行かせていただいたときに、地域の総代さんもお見えになっていましたが、その総代さんから、何名かの方ですが、聞かれたのは、団員を探すのが難しいというお話ばかりでありました。団員を探すのが難しいという話は、もう数年前から聞いてはいましたが、昨年末の話はかなり悲壮的かなというふうに私は思いましたけれども、この消防団の団員の募集について、私が感じる限りでは地域にお任せしているのかなと思いますが、市の考え、消防団の役割についてお伺いをします。

### ○消防長（小塚良紀君）

消防団員募集について地域任せの状況ではないかという御質問でございます。

少子・高齢化や就業形態の変化による被用者の増加、また市外への通勤者がふえたことや、地域におけるコミュニティー機能の低下等に伴って、従来、消防団員確保の主たる方策であった地縁による確保が難しくなり、総代さん初め消防団員の方々が消防団員確保に御苦労なされていることは私どもも十分承知しております。

しかしながら、私どもの考えといたしましては、消防団を構成している消防団員は、それぞれの地区の方であり、一つの分団の中でも構成する地区の実情が異なります。したがって、

一律に募集方法や任期等を定めることができないのではないかなあというふうに考えております。

消防団員は地域に密着した存在であり、団員の募集は今後も消防団員や各地区にお願いせざるを得ないという考えが、まず基本でございます。市といたしましても、地区に任せっきりにするのではなく、個別の御相談がある場合、いつでもお伺いし、御説明する等、できる限り協力をさせていただいております。

また、定期的に広報紙やホームページで消防団活動を紹介し、また市民の皆様には活動内容を御理解いただくとともに、イベントや駅前等において消防団員募集のパンフレットを配布、また事業所等へのポスター掲示等のPR活動を消防団の方と一緒にやって行っております。今後も積極的に消防団活動をPRしていかなければならないと考えております。

次に、消防団の役割についてでございます。消防団は、火災時に消火活動をするだけでなく、水害における水防活動や災害対策基本法や国民保護法の適用時には、住民の避難誘導という大変大きな役目もございます。また、消防署と同様に、消防組織法に基づき、市町村に設置される消防機関として、地域における消防・防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割がございます。以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

市としても地域に任せっきりにするのではないという御答弁で、よくわかりましたし、個別の相談があれば、いつでも伺い、説明するというお話もいただきました。ちょっと具体的にどんな相談があったのかお伺いしたいのと、イベントや駅前等において消防団員募集のパンフレットを配布されたのは昨年何回あったのか、そのときの反応はどうだったかをちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○消防長（小塚良紀君）

具体的な内容といたしましては、人がいない、また仕事が忙しく、休日も仕事であるので消防団活動には参加できない、また本人に会わせてもらえない、いつになったら退団できるのかといったような御相談内容などがございます。

また、団員の任期や年齢、選出方法の御相談に対しましては、分団車庫や地元集会所等に出向き、既に実践している地域の例を挙げさせていただき、地域の方々と団員の方がよく話し合った上で消防団規約の作成といったアドバイスもさせていただいております。

次に、消防団員募集のパンフレットの配布でございますが、八開地区桜まつり、また八開・佐織地区の各市民体育大会、そして佐屋地区の文化祭バザー、また佐織の商工まつりと、5カ所のイベント会場において消防団員募集案内を行わせていただきました。

ほかにはのぼりとポスターの掲示のみではありますが、佐屋文化会館と佐織公民館の成人式の会場も利用させていただきました。

また、あいち消防団の日にあわせて名鉄の佐屋駅前、また勝幡駅前でパンフレットを配布し、消防団のPRをさせていただいたところでございます。

また、そのときの反応ということでございます。幼児や小学生のお子さんを持つ世代の方や、

お孫さんを伴ったシニア世代の方、また特に女性の方々に対して積極的にお声をかけさせていただきました。パンフレットや啓発物等は受け取っていただけるわけですが、その場で消防団への加入についての御質問等は、残念ながらございませんでした。しかしながら、消防団の存在や活動等について多少なりとも御理解はいただけたものと考えております。以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

消防本部も積極的に消防団員の勧誘に動いていただいているということはよくわかりました。消防団の重要な役割も御紹介いただきました。

そこで、この消防団の組織を地域のきずなづくりの基盤とはできないのかということをおよそと考えるわけですが、消防団というのは非常に歴史があると思います。その部分、消防団を経験された方というのは世代を超えて話ができます。また、市内の各所に整備をされていますので、そこから地域を超えても話ができるのではないのでしょうか。そうした優位性を生かせば、地域のコミュニティーづくりに力を発揮できるのではないかと思います。

この団員不足というのは、当然、少子化という社会状況も反映していると思いますし、今の若者たちに消防団の役割、活動がなかなか理解できないということもあると思います。また、若い方の声としては、消防団という活動は大変だし、独特のルールや体育系の雰囲気なんかがあつてなかなかなじめないとか、最初は優しく勧誘されるけど、入ってみると結構厳しい組織だとかというような声は聞こえてきます。こうした声は少数意見でもないようですが、現在の消防団の活動は、実際に火災が起きたときの初期消火というよりは、そのときの交通整理や、あるいは消火後の後片づけに回ることが多いのではないのでしょうか。

会社勤めの団員たちが勤めている間に消防活動、初期消火活動に加わることは、まず難しいと思います。また、そうしたことは少ないでしょうし、少ないほうがいいわけですが、そんな中で、消防団活動の中の放水訓練だけに矛盾を感じている団員さんもいると聞きました。

そこで、せっかく地域の若者のコミュニティーとして存在する消防団を、この支え合いの共生社会の中で活用できないものかと思います。これも提案ですけれども、消防団の活動は、先ほども消防だけでなく防犯の部分もお話いただきましたけれども、防犯、見守りというような位置づけを与え、地域の安心・安全を守る組織としてはどうでしょうか。

名前も勝手には変えられないとは思いますが、分団とか隊長とかという一昔前の歴史を思わせるような気がしますので、これは例えばの案ですけれども、愛西市地域救援グループとして、頭文字の愛西市のA、地域のT、救援のKをとってATKとすれば、今の若い人たちも受け入れやすいのかもしれないと思います。女性でも入りたいと思う方もあるかもしれません。それぐらいの柔軟性が必要ではないかと思います。

また、3ちゃんグループというのを御存じでしょうか。おじいちゃん、おばあちゃん、お母ちゃん、これを3ちゃんグループというそうですが、こうした方も地域で元気な高齢者の方も参加をしていただいて、老若男女で我が地域を守るとの意識づけをすることが大切ではないかと思います。このような考え方に対する御意見をお伺いします。

## ○消防長（小塚良紀君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

御質問の中で、現在の消防団の活動は、消火というより交通整理や後片づけなのに放水訓練をやるのかといったような話が聞こえてきたということですが、先般の佐織地区の火災におきましても、長時間にわたり放水消火活動に従事していただいておりますし、消防活動には、消火活動を初め、風水害や大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導等、多様となります。いざ災害が発生した場合に安全に的確な活動を行うためにも、日ごろの反復訓練が必要であるというふうに考えております。

団員さんの意見につきましては、毎月開催しております分団長会議などを通して、改めて理解を得るように努めてまいりたいというふうに思っております。

また、消防団の共生社会の中で活動できないものかという御提案につきましては、防犯という面では、毎月1回から2回、各分団において管轄区域内を防火・防犯の夜警を実施しておりますし、消防活動以外でも地区の体育大会への参加や、納涼まつり等の地区行事への参加も行っております。

消防団の名称は法で定められたもので変えることはできませんが、ATKなど、各分団が独自に親しみやすいサブネームをつけて、さまざまな世代との交流を通じて消防団活動を理解していただき、ひいては消防団員の確保、地域の安心・安全の確保につながればと考えております。

議員の御提案を参考に、地域とのコミュニケーションづくりに消防団とともに前向きに取り組んでいきたいと考えております。

議員の皆様方にも、改めて消防団への御協力を賜りますようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

## ○19番（竹村仁司君）

ぜひ消防本部主導のもと、各地域のきずなづくりが進むことをお願いします。

最後に、市長にお伺いをします。

国が進める地域包括ケアシステムにしても、まだ地域の受け皿をつくらなくてはならないと思います。そのことは市長も十分に御承知だと思いますし、それより何より、地域の方たちに自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという気持ちになっていただくことも大切であります。そのために、今ある地域の組織、消防団を例にとりましたけれども、消防団を改良するのもやぶさかではないと思います。

さらに、こうしたことを愛西市の先進的な取り組みとすれば、地域創生の事例として国・県にもPRできるのではないのでしょうか。

いずれにしても、少子・高齢化対策を含め、支え合い共生社会の確立は、地域活性化にもつながるはずです。この点も踏まえ、市長の見解をお伺いします。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

全体的にかなり幅広い質問だったと思いますけれども、やはり国においても少子・高齢化で人口減少社会であるということを認めておられますし、国の施策では人口がふえないということであるというふうに私どもは考えております。

しかしながら、私ども地方公共団体におきましては、人口の取り合いのような形になっていることは非常に残念でありますし、私どもといたしましては、まず愛西市の方々が、男女が出会い、そして結婚し、そして子供を産んで人口をふやしていくということが最も重要であるというふうに考えております。

議員がおっしゃられる支え合い共生社会の確立は、とても重要でありますし、これをどのように進めていくかということが大変重要になってくるというふうに思っております。支え合い共生社会の確立のためには、全ての方々が尊重し合い、認め合いながら生活をしていくことが非常に大事ではないかなあというふうに思っております。

きょう、例に出された男女共同参画についてもそうでございますし、消防団組織でもそうです。そしてコミュニティーの形成についてもそうでございますけれども、やはり全て人が関係するものでございますので、皆様方とともに考えていくということが必要であるというふうに思います。

特に消防団につきましては、先ほど議員からもお話がございましたが、消防署といたしましても積極的にPR活動等を進めておりますけれども、なかなか団員さんがふえないということが実情でございますので、もし議員の皆様方でそのような適齢期の方が見えたら、積極的に勧誘をしていただいて、まずは消防団に入団をしていただいて、そこから地域のつながりを深めていただきたいというふうに思っております。それがひいては地域のコミュニティーの一つの起爆剤になるというふうに思っておりますので、皆様方におかれましては、十分に御理解をいただいて御協力をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

市長より心強い御理解のお言葉をいただきましたので、ぜひ担当課の横の連携もっていただきまして、愛西市の支え合い共生社会が一步ずつでも進展することをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は2時10分といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

#### ○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位4番の12番・真野和久議員の質問を許します。

12番・真野和久議員。

## ○12番（真野和久君）

それでは、質問通告に従って質問を行います。よろしく申し上げます。

きょうは1点目として市内行事の充実について、そして2点目として災害時支援のあり方について、この2点について質問をさせていただきます。

まず最初に、市内行事の充実についてであります。

先日、あるコミュニティーの役員の方から、平成28年度から納涼まつりや体育大会に市の職員が手伝いをしなくなるということを言われたと。職員に出てもらわないとやっていけない、やめてもいいんじゃないかというような後ろ向きの意見もあったということで、それでは、市がコミュニティーづくりに今力を入れているのにもかかわらず、地域行事がなくなってしまうと、そうした市の方針に逆行するのではないかと、職員に出てきてほしいというような相談がありました。

平成28年度から、各地区の納涼まつり、それから体育大会、それから文化祭、バザー広場などに基本的に市が入らない形になると言われていますが、その点はどのようなのでしょうか。また、それ以外の行事についてそうしたことはないのでしょうか、確認をしたいと思います。

そして、先ほどのあるコミュニティーの役員の方が言われたとおりで、こうした地区の行事は、やはり地区の住民の皆さんのコミュニケーションを図る上でも、また市が掲げる市民参加のまちづくりということでも大切なものだと思います。市が入らないことで取りやめになってはいけません。継続していけるような市の丁寧なサポートが必要ではないかと思っておりますので、その点についてお尋ねをいたします。

2点目は、災害時支援のあり方についてです。ここでは2つの問題について質問をいたします。

1つ目は、災害時要援護者名簿の充実についてであります。

市は、現在、災害時要援護者の支援プランの中で名簿を作成し、毎年、更新を行っています。これについてもかなりの額を使っていますが、やはりせっかくなつくつくした名簿をもっともっと活用していくことが必要ではないかというふうに思います。

愛西市の災害時要援護者制度は、とりわけ高齢者については、毎年、民生委員さんが高齢者世帯を回り、そしてその中で登録を進めるなどにより、いわゆる手挙げ方式と比べても要援護者の掘り起こし等が進められている点がすぐれていると思います。しかし、自主防災会などへ開示を可としたこうした名簿について、日ごろからの見守りや、また災害時、すぐに要援護者に対して支援が地域で行えるように活用することになってはいますが、実際には自主防災会での活用は余り進んでいないのではないのでしょうか。

たまたま今年度、私は地元の地域の自主防災会と町内会の役員をさせてもらった関係もあって、自主防災会の訓練に区の要援護者の支援名簿を活用しようということをご提案させていただきました。その中でそれを使った防災訓練等に取り組んできました。そこでは市の職員とも相談をしながら進めてきたわけですが、その中で幾つか気がついた点もありますので、その点についてお話をしたいと思います。

1つは、名簿に基づき、事前の確認を班長さんを通じて要援護者の名簿に載っている方に対して行われました。その中で班長さんの声としてあったのは、名簿に載っていない方で支援を必要とされている高齢者がいるのではないか。具体的には、例えば隣のおばあちゃんはどうかというような声がありました。それは、やはりその家は、いわゆる高齢者世帯ではなくて、若いお子さん方と住んでいるという点もあって、名簿には載っていないということであります。

また、2つ目は、当時、担当者の方と話をしたときには、その名簿の要援護者と支援者を1対1で結んでもらえないかというのがありました。やはり自主防災会として進めていく場合、そうした1対1対応というのがなかなか難しいという問題もあります。その点で市の職員と相談をして、班長さんが中心に、その班の支援が必要な方の見守りを行っていくという形で今回進めさせていただきました。

こうしたことの中でも、実際進めようとした中で、やはり自主防災会で実際にこうした名簿を使おうと思った場合に、まだまだ難しい点があるというふうに感じました。その点で2つのことについて提案をさせていただきます。

1つは、声かけや支援が必要な、例えば昼間独居の高齢者などへこの名簿の対象を広げてはどうかということ。

それから2つ目は、現状では自主防災会でこの名簿を運用しようとした場合、個々の支援者登録などで難しい部分もあるので、もう少し自主防災会が活用しやすいように改善ができないかということであります。

そして、この2つ目の点は、避難所に福祉避難のコーナー、ブースを開設してはどうかということであります。

12月議会で近藤議員が福祉避難所についての質問をされていました。なかなかそこが明らかになっていないということでの不安なども提案をされていましたが、本当にこうした避難所が必要なことは、当たり前で当然であります。ただ、東日本大震災のときにも言われたことではありますが、その震災の直後には、こうした福祉避難所の不足が大変な課題となりました。そもそも被災者的には、その当然福祉避難所となるべき施設の職員の方々も、やはり被災者となります。そうした中では、やはりすぐに立ち上げるということはなかなか難しいということは言われていて、当然、愛西市においても開設ができる状態になってから発表するというのは、そうした事情も関係したことだというふうに言えますが、しかし、それでも、やはり避難を必要とされる方をどこかに避難をしていただかなければなりません。その点で、やはり一般の避難所に福祉避難のコーナーをつくっていくことが必要ではないかということであります。

福祉避難所の必要性については言われながら、なかなかそうした避難ができないのは、一つは、今話しました、いわゆる人手がないという問題、また施設が少ないという問題と同時に、もう一つは、一般の避難所において、例えば高齢者など、よく言われる要支援、要援護が必要な方々が避難しづらいという問題もあります。

国の調査の中でも、そうした方々の6割の方が避難所に行きませんでした。その理由として

上げられるのは、一つは、そうした設備や環境が整っていない、だから避難生活ができないということ。もう一つは、ほかの大勢おられる避難者の方々の中でなかなかいづらいというようなこともあります。

ですから、そうした点も含めて対応をしていかなければなりません。その点で、発災後、しばらくは福祉避難所の開設が困難である中で、体制が整うまで一般の避難所に避難せざるを得ない、そうした方々に対してそのための、いわゆる通常の避難所の中にも福祉避難の区画、コーナーをつくるようにしてはどうかということです。

そして、何よりも、こうしたところに避難をしていただく場合には、その部分を運営するための人員が確保されなければなりません。そのための、例えばボランティアや専門の方の確保、養成を行ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

以上の点について質問をいたします。よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、まず1点目に御質問いただきました市内の行事の開催の関係でございますけれども、まず総務課に関する行事の関係について、最初にお答えをさせていただきたいと思います。

議員も御存じのように、合併前の旧4町村の単位で行われておりました納涼まつり、そのときは盆踊りと、こんな事業名で実施されていたところもございましたけれども、それは事業費というのはまちまちでありました。その事業の中には歌謡ショーも入っていたところもありまして、やはりその事業費、事業内容もまちまちであったと。それを会場設営の費用を原則に、地区の特色ある、ある程度残すといえますか、加味をしまして、その各地区同額の交付金で祭りを実施していただきました。そして、盆踊りは、市のある1カ所でまとめて開催をすることによりまして、旧町村の範囲が適正であるとの、その地区実行委員会役員による、これは23年度でございますけれども、協議をしていただいて、その結果が地区単位の開催を継続するというのが一つの協議結果だということでありまして、今日までそういった形で継続をしているというのが実情でございます。

そして、これも以前、議会でも申し上げたと思いますけれども、平成28年度からは各地区単位での自主運営について、平成25年度からそれぞれの実行委員会へ、行政改革の目的であります庁舎統合から市の職員のかかわりを控えさせていただきたいと、こんなようなお話も申し上げていた経緯でございます。

そして、実行委員会の自主運営で、その地区の特色を生かしたよりよい行事にさせていただきたいというような趣旨も各実行委員会に説明をさせていただいてきております。

そして、その反応でございますけれども、そのときには各実行委員会の場でそういうお話をして、特に反対の意見というのはなかったというふうに担当のほうからも聞き及んでおりますし、私自身も直接聞いたような経緯はございません。

そして、各実行委員会は祭りにかかわる各種団体の方が構成されておられまして、その実行部隊としての人員というのは取りそろえることは可能だというふうには思いますけれども、市の職員が担っていた事務局をその団体に直接引き継ぐことになるわけですね。その引き継ぐこ

とによる役割といますか、それは直接実行委員会の役員さんにかかってくることになりますので、その辺の役割に困惑をされておられるような、一方ではそのような思いも実はあるわけです。

それで、市といたしましても、これら地区行事は地域住民の皆さんの融和を図る有効なことと判断をしております。地区行事はそういった前提の中での地区行事だと、融和を図ることの一つの取り組みとして重要な行事であるというような捉え方は、当然市としても十分持っております。

そういった状況の中で、先ほど御質問がございました、何もかも一切手を引いちゃうよという考えは持っておりません。やはり適正な、先ほど申し上げましたように、一部会計とかそういうものを持っていただかならん、あるいは自主運営に向けて人間的なものをそろえていただかならんという部分は出てくるとは思いますけれども、やはり自主運営だからその地区でやってくださいよということではなくて、自主運営に移行した後はきちっと見守っていくということもこれは大切ですし、先ほど申し上げましたように、地区行事というのは融和を図る一つの手法の中で、本当に市にとっても重要な行事だという位置づけをしておりますので、当然これは何らかの形でサポートしていくという考え方に変わりはありません。

そしてもう1つ、佐屋地区の文化祭バザーという行事があるわけがございますけれども、これは旧佐屋町が文化祭の時期の屋外行事として取り組んできた行事でありまして、これもバザーという一つの内容で、駐車場を使って今実施をしております。屋内・屋外の行事を同日に行うことで、市民の祭りの市民融和の相乗効果、屋内というのは文化会館を活用した行事ですよ。その相乗効果を図っていたものが佐屋地区の地区行事ということで、今日まで来ているというような位置づけで継続をされてきております。

そして、先ほど申し上げましたように、これも実行委員会の自主運営、この自主運営についても、バザーの実行委員会の皆さん方に対しても同じお話をしておりますので、そういった趣旨は伝えておりますし、先ほど申し上げましたように、納涼まつりと同様の内容で市のほうからも説明しておりますし、考え方についても同じような内容でお話をしておりますので、そういった考え方で市としてはしておりますので、その辺、御理解がいただけたらなあというふうに思っております。以上です。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうからは体育大会についての考え方をお答えさせていただきます。

体育大会につきましては、御承知のように、現在3地区で行われておりますが、行政主導から地域の主導へ移行できるよう、各地区の推進協議会において説明等をさせていただいております。

ただし、現状としまして、先ほど総務部長がお答えしました納涼まつりのサポートというようなことと同様で、全ての役割等を地域に移行することは困難であり、現実的ではありません。

したがって、市がかかわっていく部分はかわり、時間がかかっても地域としての役割の中で移行できるような方向づけで考えております。

また、これ以外の行事はないかという御質問もありましたが、地区行事としては、今議員がおっしゃられた部分で、ほかにはないというふうで理解しています。以上です。

○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、2点目の災害時支援のあり方について説明をさせていただきます。

災害時の要援護者名簿の拡充についてでございますが、現在、市では、災害が起きたときに自力で避難ができない方、いわゆる要援護者の方に対する取り組みといたしまして、平成22年3月に災害時要援護者避難支援プラン、こういったものを策定させていただいております、地震や風水害等の災害発生時に安全に人命等の確保が図られるよう、要援護者名簿の作成など体制づくりを進めてきておるところでございます。

このプランの中で対象になる方というのは、現在のところ、高齢者の方や障害をお持ちの方であって、災害時に自力で避難ができない可能性が高い、かつ家族等の支援が得られることが望めない方、いわゆるひとり暮らし老人の方、それから老人世帯の方、要介護3以上の方、それから重い障害をお持ちの方であったり、難病の方、こういった方をこのプランの中では対象とさせていただきます。

御質問のとおり、日中独居の高齢者の方、そういう方のみとなる方というのも実際にはお見えになります。こういった方々への支援も必要であるということは、我々も認識はさせていただいておりますし、重要な課題であるといった捉え方もさせていただいております。

しかしながら、これをどう捉えるか、対象者の把握ということに関しましては、私どもだけの力ではなかなか限界がございます、なかなか難しいところがあります。そういった意味もありまして、地元の状況を把握されておりますし、要援護者名簿の管理、保管をいただいております自主防災会、こちらのほうで、日中ひとり暮らしになる方などで支援が必要となる世帯、こういった方をピックアップしていただいて名簿掲載をしていくと。当然、本人であるとか家族の了解といった、そういった個人情報の保護といったルールも必要でございます。こういったことを決めながら進めていくことが必要であると思っております。

もう1点の名簿の使いやすさについてでございます。個々の支援者登録に関しましても、個人個人で名簿登録をするのですとか、グループとか班の単位で支援者を決めて登録をするといった方法、いろいろあると思います。こういった方法の併用であったり、幾つかの選択肢を持って支援者確保を進める、そういったメニューをお示しさせていただいて進める、こういったことが最善の方法かと思っております。

それから、避難所の福祉避難ブースについては総務部のほうからお答えさせていただきまして、福祉部のほうからは運営のためのボランティアの件でございますが、こういった福祉避難の場所を担っていただく方につきましては、この2月の広報であったり、ホームページに掲載をさせていただいております。まず、今のところ始めたばかりでございます。こういったものを社会福祉協議会の災害救助、防災ボランティアなどの協力を得ながら、講習会や防災訓練への参加、こういったことで進めていきたいと思っております。以上でございます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうからは、避難所に福祉避難ブースの開設をという御質問をいただきましたので、その点について考え方を御答弁させていただきます。

議員のほうからもお話が出ましたように、なかなか難しいという部分があります。基本的に福祉避難所とはという定義の中で整理をさせていただきますと、これは地域に住む支援の必要な高齢者の方、あるいは障害者の方、子供さん等がその災害時においても適切な支援が受けられるよう、これは議員も申されましたように、一般の避難所とは別に設けられる避難場所ということでありまして、やはり災害時には、その施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った後にその開設をすることになりますので、最初からその避難所として利用することは、一般的な言い方でできないと、こんなような区分けをする考え方が基本的な考え方というふうに思っています。

しかしながら、御承知のように、愛西市におきましては、市民の方がその災害のために被害を受け、またはその受けるおそれがある場合、まず市が指定しております第1次避難所、これは議員各位御承知のとおり、市内各中学校と農村環境改善センター、7カ所でございますけれども、そこへ一時的に避難をしていただくことになっております。

ただ、先ほど申し上げましたように、そうは言うものの、やはり高齢者の方、障害者の方、あるいは妊産婦の方、乳幼児、病弱者などの方で、やはり一般的な避難所では生活に支障を来す要援護者の方には、何らかの特別な配慮の必要があるんじゃないかと。これは平常時から要援護者を受け入れる場合のスペース、あるいは人的な支援、物資、それから情報、これらを災害時にどのようにマネジメントするか、やはり事前に備え、考えておく必要があるんじゃないかなあと。これは、うちの課の中でもいろいろ話題として議論をしているケースもあります。

そして、このようなことから、災害の規模や種類、さまざまな規模や種類があるわけでありましてけれども、避難者の数等にもよりますが、避難してきた人に混乱を招かないように、また避難所の運営に支障を来さないように、やはり議員が申された何らかの区分けというものをきちっと考えて対応していく必要があるという認識ではおります。ただ、具体的にこう区分けするということは、きょうこの場でちょっとお示しするのはできませんけれども、そういった認識は私ども、一応担当課職員も持っております。

そして、そんな中で、これは一つの事例であります、2007年7月の新潟中越沖地震がございましたけれども、ここでは学校などを福祉避難所とする新しい形態ができた、こんなような情報も聞いておりますし、例えば愛西市におきましても発災時は臨機応変に、福祉避難所であるかどうかを問わず、まず議員がおっしゃったようにいっぱいになっちゃうよと、あふれたらどうするんだと、そういうことも当然起こり得ることも予想ができますので、そういったことを問わず、要援護者の方を受け入れ、避難者全員の安全確保というものを視野に置いて、先ほど申し上げました認識はしておるけれども、次のステップをどうするんだという話になると思いますけれども、その辺も含めて一つの課題という形の中で検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○12番（真野和久君）

それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、市内行事の充実についてに関してであります。

先ほどの答弁の中で、そんな何もかも手を引くようなことはないよと、それなりにそういうサポートをしていきますという話ではありましたが、やはりそうした地域の方々にとってみると、具体的に市がどういうふうに支えていってもらえるのかというのが、やはり大きな課題になってくるというふうに思うんですね。そのあたりというのはまだまだこれからだというふうにも伺っていますので、そうしたところを具体的に早急に提案をしながら相談をしていただきたいことというふうに思っています。

例えば、それ以外にも行事として、例えば私が住んでいます佐織地区の体育大会なんかでいえば、やはり今までの課題として、参加者が西のほうに偏っているというような課題もあって、そうしたことからさまざまな御意見が出されるというようなことにもなっているというふうに思いますので、そうしたことも含めてどういう形でサポートしていくのかということが大事になってくるというふうに思います。

先ほどもいろいろと相談に乗ったりとか、一定の事務的なこととか、そうしたことはやらざるを得ないというような話もされていましたが、もう1つ、例えば要員といったようなところでも、やはり市の職員が抜けた後をどういう形で支えていくのかというのは、具体的にその地域の皆さんと相談して、その発掘をしていかないことにはとても、じゃあ大変だからもうちょっとというようになってしまっただけでは元も子もないと思いますので、そうしたことをも含めた相談と支援ということを考えていただきたいと思いますと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

#### ○教育部長（五島直和君）

確かに議員がおっしゃられるように、地域の方々いろいろな困惑された中で御相談があったというふうに思いますが、やはり各地域の特徴や推進協議会の構成等もさまざまになります。また、サポートの仕方は、各地区で異なる部分も出るかと思われます。佐織地区に限らず、地域の自主運営に向けて、それぞれの地域に合ったサポートが必要であるというふうには思っております。

ただ、今後は、地域を活性化する上で、地域が主となり、たくさんの方々に参加していただける体育大会というのにしていかなければならないということは思っております。そのためには、やはり地域の協力、かかわり、それから役割を広めていきたいというようなふうで、そういうことを御協議、御相談をしがてら進めていくべきではないかというふうに思っております。

#### ○12番（真野和久君）

最初の答弁の中でも、一度に放すことはないよと、時間をかけてやっていきたいという話もありましたので、ぜひともそうした支援というところでは時間をかけてやっていければ、本当に自立していけるように、言ってしまうと、地域で自立してやっていけるような行事になるようにということをお願いしたいと思います。

その点について市長に伺いたいんですが、やはりその役員の方からも言われたのは、やはり

市の職員が引いちゃうということになっちゃうと、市として地域に対して手を引いてしまうのかというような、ある意味そうした誤解というようなものではないか、そうしたことにもなってしまうようなところもあるので、地域の行事のサポートということに対して、やはり市としてしっかりとやっていくんだよと、支えていくんだよということを、はっきりさせていただきたいというふうに思います。

市のかかわりが変わることで行事が衰退をしてしまうというのは、市としても当然本意ではないというふうにも思いますので、そのあたりを市として支えていきますということをはっきりと考え方を言ってほしいと思いますけれども、その点はどうですか。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から答弁させていただきます。

現在行われております市内行事で出ておりました納涼まつり、体育大会等につきましては、私どもとしては大変重要な行事であり、今後もしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、現状を見ておりますと、やはり参加者が大変減ってきている行事もございますので、これについてはしっかりと課題を持ってやっていかなければならないと思っておりますし、先ほども議員がおっしゃられました佐織の体育大会も、歴史がある大会ではございますけれども、聞いておりますと、西側の大会だというようなお話もお聞きするわけでございますが、そういった課題をどのように解決するかというところで、私どもといたしましては、できる限り多くの方々に企画から運営、全てにかかわっていただくことで参加者をふやすことも必要であろうというふうに思っております。

今までですと、どうしても行政が企画から運営、全てにかかわってやっていくという傾向がございますので、やはりそういったところは課題解決のために見直しは当然していかなければなりませんし、市民、地域の方々と関係を深めていくことが重要であるというふうに思っております。

体育大会一つをとってみますと、ほかの地区の大会におきましては、運営協議会のほうが自分たちが主体的になってやりたいということも聞いておりますので、これは同じスタートを切らせていただきましたが、1つのところがそういった動きも出てきておりますので、やはりそういった例をとりながら、各体育大会、納涼まつりについては、しっかりと地域を主体とした運営方法にしていきたいというふうに思っております。

また、交付金につきましても、去年問題になりました市が交付している交付金について行政が管理をして、あのような事態が起こったということもございますので、そういったことが二度と発生しない体制づくりもしっかりとしていかなければならないということもございますので、どうぞ議員におかれましても地元のために汗をかいていただいて、しっかりと行政とともによい行事を継続的に、そして参加者が少しでもふえるように御尽力いただきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

当然、地域が一生懸命やって支えていこうといえ、その地域として自主的に運営をしていくということは必要なことだとは思いますが、その中で、やはり先ほど言われたように地域のまちづくりの一つの行事として、しっかりと市のほうでもサポートしていきたいという話でありますので、ぜひともそうした立場から親身に相談に乗っていただければというふうに思います。その点についてはこれで終わります、次の災害時支援のあり方についてのほうに移りたいと思います。

まず最初に、要援護者名簿の活用についてのところでは充実の点についてですが、現在、要援護者名簿は、先ほども自主防災会のところで活用してもらっているというようなお話でありましたが、なかなかいろいろとお話を聞くと、まだまだこれから広げていかなければならないような現状にあるというふうにも思いますので、そうした活用の現状、それから今後の取り組みについて、まずお尋ねをしたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

この要援護者名簿につきましては、基本的な項目について市のほうでは作成をさせていただきました、支援者確保をするための名簿作成について各地区で現在行っていただいているといったところでございます。

この作業につきましては、モデル地区として昨年度より継続実施していただいております自主防災会におきましては、この名簿の更新、それから要介護者の確認等を行っていただいているといった状況でございます。数的には10団体にもいっていないという現状でございます。

今後につきましては、この継続的な名簿の更新、それと名簿を開示することに同意をされた方々の日常的な見守り、こういったものに名簿を活用していただくために、班であったり、グループであったりといった見守り支援に活用していただきたいということを思っております。

今後につきましては、たくさんの自主防災会でこの名簿を活用していただきたいと思っております。この平成27年度には、昨年を引き続きまして立田地区の自主防災会の合同訓練が開催されると聞いておりますので、こういった訓練にあわせ説明会等を安全対策課と調整をしながら実施をさせていただけたらなあということで計画をしております。

今後とも、この名簿のことにつきましては、自主防災会へ周知をさせていただいて、支援者確保の必要性といったものの理解を深めていきたいと思っておりますし、この名簿の完成について積極的に参画をお願いしていきたいと思っております。全ての自主防災会で支援者確保ができるよう目指していきたいということを思っております。以上でございます。

#### ○12番（真野和久君）

ぜひ広げていただきたいと思います。いろんなところでお話を伺ったりすると、地域のそうした緊急時の連絡簿みたいものをこれからつくりたいとか、どうしようとかという話もうちの近所の町内なんかでもあって、相談を受けたりもしたんですが、やはりそういったこともあって、そういう中でもこの要援護者の名簿というのはまだまだ知られていないというようなこともあるような感じです。ぜひそうしたところもしっかり地域に説明しながら、自主防災会での活用を広げていただきたいと思いますし、先ほどの話の中で要支援者等のマッチ

ングなどについても改善されるという話なので、ぜひともそういうことをやりながら、地域へぜひ説明に入っていただいて、そういったのを広げていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

また、そういったことをしていかないことには、なかなか昼間独居の方とかの名簿等を整備していくことが難しいということであれば、よりそうしたことを進めていくことをお願いしたいところです。

それで、あと福祉避難所についてのほうですけれども、現在、12月の質問の中でも福祉避難所の数等はありませんでしたが、愛西市においてこうした要支援者といひましようか、要援護者といひましようか、そうした方に対する対策、防災計画などで予測というのは一体どういうふうになっているのかをまずお尋ねしたいと思います。

### ○福祉部長（小澤直樹君）

福祉避難所を利用される方の予測という面でお答えをさせていただきたいと思っております。

要援護対象者というのは、今、私どもでつかんでいる数字を申し上げます。平成26年6月30日現在ということの数字でございますが、合計いたしまして7,753名、この内訳は、先ほどちょっと触れましたですけれども、ひとり暮らしの高齢者の方が1,640名、高齢者のみの世帯の方が4,999名、要介護3以上の認定の方が414名、重度の身体障害の方が562名、重度の知的障害をお持ちの方が118名、重度の精神障害の方が15名、内容に同意をされたという条件つきではございますが、難病の方が5名、こういった方を市のほうではリストのベースにさせていただいております。

ただ、先ほども申し上げましたように、ひとり暮らし、高齢者のみの方の中には比較的元気な方もお見えになりますので、今の数字の方がすぐに福祉避難所を利用される対象者になるということではございません。また、災害が市内全域なのか部分的なのか、災害の種類、それから規模によりまして予測というのは非常に困難にはなります。少なくとも先ほど言いました方々については、何らかの特別な配慮をする必要がある方であるということだと思っております。以上でございます。

### ○12番（真野和久君）

一応対象者としては7,753名、かなりの数に上ると思っておりますが、確かに高齢者の中でも元気な方もかなり登録されているという部分はあるかもしれないんですけれども、そういったところは、あるにしても、やはりかなりの方が登録されているという状況の中で、と同時に、先ほども言われたように、福祉避難所はすぐには開設できないと、まずは1次避難所に行ってもらうしかない、避難をする場合はね。そういうことである以上、やはり福祉避難所の区分分け、コーナーというものをしっかりと、一般の避難所に最初から対応できるような形というのをつくっていくことが必要だというふうに思います。

そういう点で、今回、この質問をするに当たって、いろいろと新聞報道とか調べたところで、京都府がかなりそうした点では進んでいるということがわかりました。京都府は京都府として、愛知県でいえば愛知県としてですが、いわゆる一般の避難所の部分に福祉避難のコーナーをつ

くっていくことをマニュアル化して、そうしたものをやっているということが、今、それぞれの京都府内の市町村に対して啓発をしているということをやられています。最近では、いわゆる要援護者ではなく要配慮者というような表現もされるようですけれども、そういう中でやられていて、具体的にそのマニュアルの中では、避難所の中にこういう形で区分けをしましょうというようなこともあります。当然、それは避難所のバリアフリー化とかユニバーサルデザイン化ということも含めて、例えばトイレとか、そういうようなものを含めて事前にやっておくということと同時に、災害が起こったときの避難のときには、そのブースを例えば間仕切りとかカーテンとかで囲って、そこで安心して対応ができるようにするというような形のものをやられています。そのための資材とかそうしたものも、それぞれの避難所のところでちゃんと用意できるようにするというような形を今やって、そういう取り組みをされていますので、ぜひ愛西市においてもそうした取り組みをこれから、先ほども課題はこれからというふうに総務部長は言われていましたけれども、具体的にそうしたことができるようなことをぜひ、例えば、まず最初の第1次避難所から進めていただきたいというふうに思いますけれども、こうしたマニュアル化とか資材の整備というものをどのように考えているのか、お尋ねします。

#### ○総務部長（石原 光君）

京都府の区分のマニュアル化の関係につきましては、先ほどお話がございましたように、京都府では災害時に福祉的な配慮を要する方々の避難生活を支えるというための、体育館などの1次避難所においても、要援護者、要配慮者にも対応できるという福祉避難コーナー設置避難所と、要は区分けをしておるわけですね。そういった整備を進めるための、先ほどお話がございましたガイドラインを作成しておるということも、うちの担当も、今回こういうような御質問をもらった中でちょっと調べてはおります。

そして、もう一方、これはまだ少ないとは思いますが、静岡県が開発をしておると聞いておりますけれども、その避難所運営を模擬体験できるHUGというようなゲームだそうです。こういった取り組みもしておると、これは真野議員は多分御存じだというふうに思っております。

先ほど来、お話の中にも、やはり行政主導というのはなかなか一定の限りがありますので、市民の皆さん、あるいは自主防災会という話も出ましたけれども、そういった市民の皆さんのお考えも取り入れていただいて進めていくということも、また重要なことではないのかなあと。

そして、地域防災訓練のメニューとして、これもメニューの中に1つは加えて、いわゆる地域の皆さんと要援護者の方々のことも考えた避難所運営訓練といいますか、そういった訓練も何か実施をしていくことも必要ではないかなあとというふうに思っております。

そして資材の関係でございますけれども、京都府さんの場合は、そういった場所と資材を一体的に整備されているんですね。現状、私も愛西市の物資、資材の状況をちょっと申し上げますと、殊に要援護者の方に対しての資材の整備というのは、これは御飯等の備蓄もそうありますし、これは要援護者用の方の御飯ですね。それから、乳児のための粉ミルクとか、大人用・子供用の紙おむつの備蓄、それから避難所で使用いたします要援護者の方が利用して

いただくサポートマット等の整備等、これは要援護者の方が避難をされることを考慮して、これはこれで計画的に整備をしているというのが実情です。

それで、ガイドラインとか、そういったものを一遍つくったらどうだというお話がございませぬけれども、先ほど申し上げましたように、今後一つの検討課題という形の中で、先送りするつもりはありません。やはりその中でも、先ほど訓練の中に避難所の運営も取り入れていくということも申し上げましたように、取り組めるところは取り組んでいきたいという考え方に変わりありませんので、そんなような考え方で今後進めてまいりたいなあとというふうに考えております。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

当然、市民が自主的に防災に参加してもらってやっていくことは必要ですし、HUG、避難所運営ゲームなども含めた啓発とかも大事だと思いますが、そうしたゲームとか、さまざまな訓練を通して啓発をしていくということと同時に、その中でより具体的にという話になると、共助というものを生かすためには、市としては公助として、それに必要なだけの支援とか、設備とかというものが明確にないと、なかなか実態にうまくいかない。先ほども要援護者、要配慮者を考慮した資材も一定準備してきていますということであれば、そうしたものが活用できるような形で訓練とかをやっていかないと、いつまでたっても机上の空論になってしまいますので、ぜひそうしたことを生かしていただきたいというふうに思います。その中で、当然ガイドラインなりマニュアルなりというものをつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、1次避難所等に福祉避難コーナーというものをつくっていかうと思うと、やはりそこにかかる人材というものが必要になります。そういう点で、先ほど私も2月広報を見てすごいなと思ったんですが、そうした形で募集をされているということもありました。と同時に、やはりそうした方も含めて、そういうところに参加したいというか、そういうときにはサポートしたいというような方をふやしていかないことには、その避難所、避難所で、災害時に避難所が開設されたときにできるだけ早くコーナーをつくることのできないので、そうしたことができるための人材確保、支援、育成ということが大事になってきますので、ぜひ福祉介護ボランティアのような形の講習会とかも具体化していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

先ほど申し上げましたように、まだこのボランティアの募集は始まったばかりでございます。現在の状況でございますけれども、いわゆる防災ボランティアを除きまして、現在で登録が済んでみえる方が3名、お問い合わせといいますか、手続中の方が約10名ほどあるというところでございます。

全体の登録者がどうなるかということもわかりませんので、具体的な計画を今のところは持っておりませぬけれども、防災訓練への参加でありますとか、いわゆる介護等を中心とした講習会など、こういったものができればなあとすることは現在思っております。以上でございます。

す。

○12番（真野和久君）

ありがとうございます。

ぜひ愛西市としての積極的な取り組みの中で、市民も巻き込みながら防災対策の充実を図っていただきたいと思います。

そのことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

12番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は3時15分といたします。

午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

次に、質問順位5番の2番・山岡幹雄議員の質問を許します。

2番・山岡幹雄議員。

○2番（山岡幹雄君）

よろしくお願いたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回、4項目について質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

最近では、シティーセールスやシティープロモーションという言葉をよく聞くようになりました。2004年ごろから、主に政令指定都市や政令指定都市への移行を狙う自治体でシティーセールス、シティープロモーションのための戦略、基本方針などを策定されております。

このシティーセールスは、端的に都市や地域の売り込みと言え、民間企業でいう営業に当たります。民間企業でも、ただ単に物が売れる時代は終わり、どの企業も広報戦略はもちろんのこと、マーケティングや販売心理学など、あの手この手で戦略を打った取り組みを行わなければ物は売れないという見識は当たり前になっております。

こうしたシティーセールスが着目される背景には、昨今の地方自治体の財政状況が厳しく、自分たちの自治体が生き残るため、すなわち他の自治体との競争に勝つため、自治体が持つさまざまな魅力をアピールすることで、より多くの観光客をふやしたり、特産物や農産物を売ってもらったりしながら市を活性化させていこうという意図があります。

この先、少子・高齢化が加速していく中で、定住者や交流人口、転入者の取り込みを図ることの必要性もあわせて求められてきています。

さらには、2040年までには全国の約1,800ある市区町村のうち、896の自治体が消滅してしまう可能性があるという、民間有識者で構成されたシンクタンク、日本創成会議が昨年5月に公表したレポートも出るほどでございます。人口が急変社会になりつつあるとも言われています。

そこで、お尋ねいたします。愛西市としてシティーセールス、シティープロモーションの戦略、方針はあるか、お尋ねいたします。

次に、地方創生についてお伺いをいたします。

国は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を構成できるよう、まち・ひと・しごと創生本部を設置しました。

いつの時代も日本を変えてきたのは地方であります。地方創生においても、地方がみずから考え、責任を持って取り組むことが何よりも重要であります。そのため、都道府県及び市町村には、国が定める基本目標との関係をしっかりと整理した目標を設定しつつ、地域の特性を踏まえた地方人口ビジョンと地方総合戦略を策定し、その目標の実現に向けた取り組みを自律的に進めていくことを強く期待しています。

国もこうした地方の取り組みに応えるべく、全国一律の施策をするのではなく、さまざまなニーズに応える多様な政策メニューをそろえ、地方自身による裁量性と責任のある地方主導の政策づくりをするのが地方創生であります。

地方創生という課題に市はどのように取り組み、対応したのか。専門能力を有する人材活用が必要と考えるが、所見を伺いたいと思います。

次に、公共施設のあり方についてお尋ねいたします。

以前、私は公共施設について質問をしました。平成27年度の予算に、公共施設の適正化に向けた計画策定に318万の予算化がされました。今後の公共施設のあり方の取り組みと施策についてお尋ねいたします。

最後に、会議等の公開のあり方についてお伺いをいたします。

地方自治法第138条の4第3項の規定にあり、これに基づいて各種の審議会や委員会、協議会などの附属機関が数多く設置されているところです。これらの審議会などは自治体の政策形成や施策に重大な影響を及ぼしますが、住民参加をうたいながらも実際はなかなかそうならないのが実情のようです。愛西市での会議等の公開はどのようになっているか、お尋ねいたします。

以上、4点のことでお尋ねしますので、よろしく申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

山岡議員のほうから4点ほど御質問をいただきました。

まず初めに、私のほうからシティーセールス、シティープロモーションといった関連の御答弁をさせていただきます。

議員御質問の趣旨のように、シティーセールスにつきましては、まちの魅力である地域資源を地域内外へアピールし、まちを売り込むことだと理解しております。その結果として、人、物、お金、情報を呼び込み、地域を活性化し、持続的に発展させることが期待できるというふうに捉えております。

また、シティープロモーションにつきましては、市の知名度を上げる広報活動の一環と捉え

ております。本市におきましても、市の知名度を上げたり、人、物、お金、情報を呼び込み、地域を活性化させることは大変重要なことであると考えております。

現在、市において取り組んでいる事例としましては、市のマスコットキャラクターであります「あいさいさん」が大いにPRをしているところでございます。

また、愛西市産の安心・安全で新鮮な農産物を消費者の方々にお届けするため、土づくりのための有機物施肥を使ったり、できるだけ化学肥料や化学農薬を使わないで環境に優しい取り組みをして、県知事の認可を受けたエコファーマー農家が生産した農産物を「ぐるぐる農産物」に指定して、ブランド化を図っているところでございます。

さらに、今年度9月からでございますが、ふるさと納税制度を活用して、全国から愛西市を応援していただける募集も展開をしているところでございます。

今後につきましては、地方創生の地方版総合戦略を策定していく中で総合的に検討する必要があるというふうに考えております。

続きまして、地方創生の関係でございます。

国において、昨年11月21日でございますが、まち・ひと・しごと創生法が制定されたところでございます。この法の施行を受けて国の緊急措置としまして、今年度補正予算対応で地域住民生活等緊急支援交付金が交付されることとなっております。

愛西市としましては、少子・高齢化、人口減少問題をにらんだ地方人口ビジョンと地域活性化や子ども・子育て支援の充実などを含め、多角的な角度から今後5年間を見据えた地方版総合戦略を策定しなければならないため、現在、国の交付金を活用する予定で準備を進めているところでございます。

また、専門能力を有する人材活用が必要と考えるかというような御質問でございますが、外部人材の方のお知恵をおかりして進めるときが来れば、前向きに検討していきたいという考えでございます。

3点目の公共施設のあり方については、後ほど担当部長より御答弁させていただきます。

順番が逆になって申しわけありませんが、4点目の会議の公開についての御質問に対し、御答弁させていただきます。

愛西市では、会議は原則公開とする立場から、愛西市審議会等の会議公開に関する要綱、こういったものが策定されております。この要綱の趣旨として、市政運営の公正の確保、市の政策形成過程の透明性の向上、こういったことを図ること、開かれた市政運営実現のために定めたところでございます。

平成25年度でございますが、実績としましてホームページでも公表しておりますが、この要綱の対象となる審議会、協議会等でございますが、延べ37名の方が傍聴されております。

私からは以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうからは公共施設のあり方について御答弁をさせていただきます。

公共施設等の今後のあり方につきましては、これまでも市の現状、課題を整理した中で市と

しての方向性について御答弁をしまりました。

このたび、国からの要請を踏まえまして、既往計画等と整合性を図りながら基本的な考え方を取りまとめ、公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでいるところでございます。

御承知のように、本市におきましても少子・高齢化、それから厳しい財政状況、そして公共施設等の老朽化など、いろんな大きな問題を抱えている中で、更新、統廃合、長寿命化などが重要な課題であるということで認識をしているところでございます。

また、これらの問題に対しまして、公共施設等を通しまして、いかにその市民の皆さん方にサービスを維持していくかということが大きな課題でもあります。

そして、このようなことを踏まえまして、全庁的な相互連携が重要でございますので、関係部署の課長クラス19名で構成をしております愛西市公共施設等マネジメント検討部会を昨年（平成26年）6月に設置をし、現在、鋭意取り組んでいるところでございます。

そして、26年度（本年度）でございますけれども、今現状、全ての内容につきましては、公共施設等の情報収集を行いまして、公共施設等の詳細把握と課題の検討、そして基本方針の取りまとめなどを一つの目安として、今、作業部会のほうで鋭意進めておるのが現状でございます。

そして、平成27年度、28年度におきましては、これは国のほうからの財政支援がございます。これは特別交付税、策定経費の2分の1を見ていただけるというような交付税措置がございますので、そういった交付税措置を受けまして、今議会の27年度当初予算に計上させていただいておるところでございます。

そして公共施設等の総合管理計画、初年度は行動計画ということになりますけれども、一応スケジュール的には2カ年継続事業として業務委託をし、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、つけ加えて申し上げますけれども、29年度以降になりますけれども、これはインフラ等を所管する各部署で個別計画を策定しなさいというような国のほうからの指針も参っておりますので、そんなような策定作業に入っていく形になるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

## ○2番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁、ありがとうございました。

それでは、この4点について順番に再質問させていただきます。

まず、シティーセールスにつきまして、実際、愛西市はいろいろ事業をやってみえて、ぐるぐる農産物、ふるさと納税、またマスコットキャラクターである「あいさいさん」、それぞれ市を売ってみえるということで、御説明でよくわかりました。

それで、先ほど真野議員もいろいろなイベント、納涼まつり等のお話もあつたんですが、これは愛西市が合併いたしまして10年たちました。合併した当時は、それぞれの4地区の行事がずうっと継続してあり、今なお行われております。これは実際、納涼まつりも以前は各地区でやっておって、それで衰退し、ある時期から各自治会がその納涼まつりをやられるようになって

たと。私、以前、佐織地区においては芸能人を呼んで相当派手にやった経緯があるんですが、そのような形で10年たって変わっていないと。これは実際、先ほど違うことでも、財源がない中、これをずうっと継続してやるというのはちょっと問題じゃないかなと僕は思うんですが、そこでお尋ねします。市のいろいろなイベントがあるんですが、統一とか削減の考えはないか、お答え願います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今、御質問の中で市のイベント行事等というところの捉え方でございますけれども、市のイベント行事等の中には多種多様なものがあるわけでございますので、主なものを取り上げてお答えをさせていただきます。

現在、地区行事を含めた主なものには、文化祭、佐屋地区文化祭バザー、納涼まつり、体育大会、敬老会、成人式等が上げられます。本市につきましては、議員もおっしゃられるように合併して10年が過ぎようとしていますので、まず市の一体感をつくり出すためにも、統一するという事は一つの手法として重要ではあるというふうに考えます。

ただ、一方で、合併前から受け継がれてきた行事につきましては、それぞれの文化、または経緯がある中で、地区の憩いの場として、また地区ごとの触れ合いの場として大変重要であると考えております。

先ほどの真野議員の御質問にもありましたけれども、お答えさせていただきましたけれども、当分の間は現在の推移を見守りたいという考えでございます。

ただ、成人式等を各4地区でやってきたものを2カ所でやるというようなことは進めさせていただいたという経緯もあることを申し述べたいというふうに思っております。

また、先ほどの真野議員の関連にもありますけれども、自治基本条例が制定されまして、今後、市民の皆様には一層市政に参画していただきたいというふうに考えております。その第一歩としまして、市民の方、また実行委員会の方が主体となって運営していただけるように、今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○2番（山岡幹雄君）

それぞれ課題は多くあると思うんですが、前向きにいろいろ検討していただいて、なるべく縮小という形でお願いしたいです。

それで、今回、先ほどいろいろな行事等を言われたんですが、大体で結構ですので、その行事の事業費の総額はどれくらいになるか、お答え願います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

イベントの総額ということでございますけれども、先ほど上げさせていただきました行事等で説明をさせていただきたいと思います。

金額につきましては、平成26年度の当初予算ベースでございます。まず、文化祭でございますが、2会場で実施をされ、280万円、佐屋地区文化祭バザー、これは1カ所の会場ですけれども、100万円、納涼まつり、4会場でございますが、800万円、体育大会が3会場で300万円、敬老会が2会場で153万円、成人式が2会場で100万9,000円でございます。合計しますと1,733

万9,000円となります。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

大体2,000万弱の金額が1年間、いろいろイベント行事で支払われてみえると。あと、先ほど竹村議員も言われましたように、ことし1月31日に観光協会が事業をやられて、あとそれぞれ商工会、道の駅とか、それぞれの団体が、福祉の関係もそうですが、事業をやってみえるわけです。

それで、もう1つお伝えしたいのは、敬老式も成人式も、先ほど2カ所でやってみえるということですが、1カ所でやられたらどうかなと僕は思うんですが、こういう形を、先ほど言ったシティーセールスで、これから自治体が名前を売らないかん、ふるさと納税のこともそうですが、そういうことで、先ほど企画部長が言われました佐屋地区文化祭バザー、これは庁舎が今度新設というか建って、駐車場も広く、この場所を拠点にして、このバザーのかわりに、お尋ねするんですが、愛西祭りという形でちょっとできないか、御提案ですが、お答え願います。

## ○総務部長（石原 光君）

佐屋地区の文化祭バザーを愛西祭りにできないかという御提案をいただいたわけですが、先ほど真野議員の御質問にもお答えをしまして、この佐屋地区の文化祭バザーという事業は、繰り返しになりますけれども、旧佐屋町が文化祭の時期に屋外行事としてバザー等を駐車場で行ってきておりまして、その屋内・屋外の行事を同時に行うことで、市民祭りといいますか、町民祭りの融和の相乗効果を図っていたものが、ほかの地区にない、佐屋地区だけの地区行事となっております。本庁付近でバザー等実行委員会が主催されておられるものです。それが現状まで継続されているという事業でございます。

それで、その実行委員会の委員の構成についてちょっと申し上げますと、趣旨、目的というものが合えば、今、佐屋地区の役員さんの中でお願いをしておりますけれども、佐屋地区に限らず、ほかの団体等も加入されて実施することは可能ではないかなというふうに考えております。ただし、平成28年度から、バザー等実行委員会の自主運営について市から説明をしているところでございますので、その行事を市が直接実施する愛西祭りに変更するということについては、ちょっとしばらく時間もかかりましょうし、今、議員の御提案で、駐車場も広くなったのでここ1カ所でどうだと、これは一つの御提案としての考え方もあると思いますけれども、いろんな角度からいろんな意見というものを集約した中で整理をしていかなければなりませんので、今ここですぐ変更するという考えはちょっと、申しわけございませんけれども、持ち合わせておりません。

一方では、商工会の商工まつりというのがあるわけですが、この商工まつりは、佐屋と佐織地区で実施をしておられますけれども、この佐屋分は、先ほど申し上げました文化祭バザーの事業の中に含まれております。佐織分につきましては、単独で佐織総合福祉センター駐車場にて、これは同日に実施をされておられるというのが現状でありますので、それを文化祭バザー、市民祭りに統合するように、皆さんどうですかと、こういうふうにやってくださいというような働きかけといいますか、言葉は悪いですけど、指導ということについては、

ちょっと行政のほうから指導するというような形はできないのではないかなあと。こういった形に持っていくにしても、やはりある程度のその時間が必要ではないかなあと、こんな考え方を持っております。御提案は御提案として承っております。よろしく申し上げます。

## ○2番（山岡幹雄君）

先ほど総務部長も言われましたように、愛西市の佐屋地区文化祭バザーの折には商工会が2カ所で、我々議員も佐屋地区の商工まつりのほうの開会式に伺って、またこちらのほうにも来るといって行っております。

それで、そんなような形で何かいろいろやっているんですが、これを固持する考え方というのは必要かわかりませんが、これから先のことを考えて、先ほど言ったシティーセールスの考えで、実際、その地域の方のイベント、自分たちがこういう形を佐屋地区は佐屋地区でやるんだと、佐織は佐織でやるんだというお考えですが、長期にわたってシティーセールス戦略プラン策定計画というものをまず立てて、10年か15年かわかりませんが、実際、来年度は10周年の記念事業があります。それで、多分25周年ということもやられるかと思うんですが、できれば25年度までには、このシティーセールス戦略プラン策定計画の策定をお願いしたいと思うんですが、そのお考えがあるかどうか、お答え願います。

## ○企画部長（山田喜久男君）

愛西市シティーセールス戦略プランを策定して、行事等を考えたらどうだというような御提案を今いただきました。私どもとしましては、冒頭で御説明もさせていただきましたけれども、市に人、物、お金、情報呼び込むと、こういった観点から、そのシティーセールス戦略プランを単独で策定するのではなくて、地方創生の地方版総合戦略とあわせて考えていきたいと、このように考えております。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

私もこの後、地方創生についてお尋ねしますので、またそのときに御質問させていただきます。

この関係で市長にちょっとお尋ねしたいんですが、市長も八木市長2期から始めて、今1期目の市長で、今御活躍をされてみえます。市長にお尋ねしたいんですが、市長として市全体でイベントの考えはないか。

先日も、1月31日のイベントを私も拝見させていただきました。昼からちょっと伺ったんですが、やはり参加者が少ない。これはどういうことだというと、実際、そのやり方自体がどういう形でやられたか、観光協会が含めて主催でやってみえるんですが、やはり人が寄って愛西市をPRする、そういうことを市長もどういう形で市全体でPRするのか、イベントの考えはないか、お答え願います。

## ○市長（日永貴章君）

私からお答えをいたします。

当然、山岡議員がおっしゃられるとおり、市が一体となってやるさまざまな行事については、大変市内外に対して意味があるだろうというふうに思っております。

今、庁舎も着々と工事を進めさせていただいております、来年4月から全面運用となります。その状況を見ながら、今後、やはり各種団体、また市民の皆様、そして行事にかかわってみえる皆様方の御意見もいただきながら考えていくべき課題だろうというふうに考えております。以上です。

## ○2番（山岡幹雄君）

よろしく申し上げます。

次に、地方創生についてちょっと再質問させていただきます。

国のほうがいろいろ地域に交付税をとという形で、活性をするようにということで、この地方創生というものが本年度いろいろ地域でも計画をしておるんですが、それで、ちょっと私が伺いたいのは、国が地方創生に対して日本版のシティマネージャー派遣制度や、地方創生コンシェルジュ制度というものがあります。このそれぞれの制度に対して愛西市の認識はどのようであるか、お尋ねいたします。

## ○企画部長（山田喜久男君）

シティマネージャー派遣制度等の関連について御質問をいただきました。日本版シティマネージャー派遣制度につきましては、国が地方創生に積極的に取り組む、原則人口5万人以下の市町村に対し、国家公務員ですとか大学研究者、また民間シンクタンク等を首長の補佐役として派遣し、地方創生に関し総合戦略の策定や施策の推進を担うこととする制度でございます。

愛西市につきましては、国の原則規定による人口が5万人を超えているため、応募を見送らせていただいたところでございます。

また、2点目の地方創生コンシェルジュ制度につきましては、自治体が地方創生の取り組みを行うに当たり、地域活性化統合事務局と各府省庁に窓口を設置し、担当部局等の紹介を行うことで、国が積極的に相談・支援するための制度であるというふうに理解をしております。市としましては、必要に応じて相談していきたいというふうに考えております。以上です。

## ○2番（山岡幹雄君）

国のほうが地方創生で、先ほど言った人材派遣、またその地方創生のコンシェルジュ制度、実際に考えがあると。

それで、先日、ある新聞に3.5兆円の経済対策ということで、国のほうが今回の地方創生について振興を求めるために、目玉として3.5兆円を計上してございます。

それで、この地方創生の関係で政府が示す交付金の使い道の例で、これは新聞に書いてあるんですが、消費型でプレミアムつき商品券の発行、ふるさと名物商品券・旅行券の発行、低所得者などに灯油購入券や商品券、子が多い世帯には保育サービス利用券等、あとこれは地方創生型ということで、働く世代の地方への移住を促す、地元企業への試作品開発や販路開拓を支援する、有識者会議の謝礼など自治体の戦略作成費。

いろんな自治体がありまして、ある自治体は、もう今年度、駅前の再開発事業として1,900万、図書館や産直販売店を集めた複合施設をつくると。また、民間がまちづくりを主催するという形で、いろいろメニューがあるわけですが、そこで、実際、この関係で愛西市において、

この地方創生において具体的なテーマや成果の指標を設定して、各自、人材をどこからお願いして、優秀な職員がいっぱいお見えになると思うんですが、実際、もう既に事業をやっている自治体もあるんですけど、その窓口でそういう募集をして採用したらどうかということを私は思うんですが、そういうお考えはないか、お尋ねいたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今、御質問の中で、今回、補正予算の中で交付金いただける予定だという説明もさせていただいておるわけなんですけれども、先ほど消費型でプレミアム商品券、これは今回、3月の補正で最終日をお願いしたいというふうに考えておりますし、先ほども出ておりました先行型でこういった総合戦略をつくる場合に交付金の対象になるよということでもありますので、交付金を使って総合戦略の策定をお願いしたいというふうに考えております。

それで、地方創生の総合戦略の作成についてですけれども、各種調査等については委託をする予定でおりますけれども、施策の推進など基本的に、まずは現職員がみずから地域のことをよく認識しまして、その上で知恵を出し合い、基盤となるものを作成していくことが第一であるというふうに考えております。

市独自の人材募集ということに関しましては、こういった総合戦略がこういった形で出てくるのか、こういった主要施策になってくるのか、そういったことも見きわめながら検討する必要がありますのではないかなというふうに考えております。以上です。

#### ○2番（山岡幹雄君）

愛西市のことは職員がよく知っているということで、一応この地方創生については市独自で考えがあるというお答えでございますが、実際きょう、私もちょっとびっくりしたんですが、PDCA、これは僕も調べて、河合議員も竹村議員も言われたんですが、先日、全協のときに国からのDVDをという形で、私もいち早く拝見させていただきました。

そこで、石破議員がPDCAと言われたので早速インターネットで調べたら、Pというのはプラン（計画）、Dというのはドゥということで実行、Cはチェック（検証）、Aはアクション（改善）という形で、PDCAでやりなさいよと。それで、その中で御説明があったんですが、この地方創生については、努力する自治体を戦略として考えると、次の時代に残すんだと。短期ではなく長期の政策が必要ということで、あと海部郡の市町村の連携とか、その中に観光、農業、それぞれの交流をして、この地方創生で、各自治体がやるんじゃなくて地域が一体になって。

先日も観光について、ちょっとある方から、海部郡、観光はいいんだけど、大型バスはどこへ乗り入れるんだと。実際、この間の節分、甚目寺のほうの、僕ちょっとわかりませんが、そこへ行くにも、有名なところだと思うんですが、津島神社においても、これは観光バスの行き先がないわけですね。だから、この地域、海部郡はどういうふうに活性をするんだということで、やはり自治体同士の連携をとってやっていただきたいなと思うんですが、愛西市がこの関係で地方創生の計画を立てられたらどうかなと僕は思うんですけど、その計画を策定の考えはあるかどうか、お答え願います。

○企画部長（山田喜久男君）

今、御質問の趣旨として、地方版総合戦略を広域の形で策定してはどうかというふうに私理解をさせていただきましたけれども、広域連携については、当然これは重要でございます。前々から御答弁させていただいておりますけれども、いろんな施策の中で、一自治体で行うことが困難になってきているものもあるわけでございます。そういった中で海部地区という御提案でございますけれども、岐阜の海津であり、三重県の桑名、こういったものもレガッタ等につながりがあるわけでございますので、そういった観点から総合戦略を策定するということは重要な課題であるというふうに捉えております。以上です。

○2番（山岡幹雄君）

ぜひとも長期に向けた地方創生の計画をつくっていただいて、それに組み込んで、市が発展するという形で。

それで、市長にお尋ねしたいんですが、この地方創生に対する期待がどのようにあるか、ちょっとお答え願います。

○市長（日永貴章君）

地方創生について私から御答弁をさせていただきます。

議員もおっしゃられましたけれども、この地方創生についてはしっかりとした計画をつくって進めていかなければならないということでございますけれども、国においてはこの3月中に計画をつくって示せというような、ちょっと矛盾があって、私どもといたしましても、国・県の情報をいただきながら、何に使えるか何に使えないのかということも現在詰めておりますし、またこの海部郡としても、どのような各市町村が対応していくのかということも情報共有しながら、現在進めているというふうに考えております。

市といたしましては、こういった支援策を活用しながら、また職員の資質向上を目指すために、愛西市の将来を見据えた計画の素案づくりを職員みずから進めることが大切でありますし、これを地方創生として生かしていきたいというふうに考えております。

先ほど来、言われておりますけれども、魅力ある愛西市にするために実効性のある総合戦略を策定していかなければならないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○2番（山岡幹雄君）

ぜひとも、国のほうの政策で交付税が愛西市も来ますので、ぜひとも財源がない愛西市につきまして御尽力いただくようによろしく願いいたします。

次に、公共施設についてお尋ねいたします。

愛西市が公共施設等のマネジメント検討部会を昨年6月に設置して取り組んでおると。それで、いろんな自治体が、小・中学校の統廃合に関していろいろ新聞のほうにも出ております。田原市のほうもいろいろあるということで、浜松も小・中学校の統一という形で、今年度工事のほうに移ったということで、そこで国のほうは手引案が公表されました。この小・中学校の市の統廃合の計画について、ちょっとお答え願います。

**○教育部長（五島直和君）**

今、小・中学校の統廃合の計画というような御質問でございますが、今現在、市が進めておりますのは、まず愛西市における小・中学校の適正規模を検討するということからスタートさせていただきました。

平成26年5月に愛西市立小中学校適正規模等検討委員会を立ち上げさせていただき、学校規模及び学校配置の基本的なあり方について意見を求めました。

検討委員会においては、学校の適正規模に係る議論が重ねられ、平成27年1月に教育委員会のほうへ検討結果が提案されました。

これを受けまして、教育委員会は愛西市立小中学校適正規模等基本方針を策定いたしました。この基本方針をもとに、平成27年度には適正規模についての検討協議会を立ち上げ、学校規模及び学校配置等の基本計画として、より具体的な検討に着手していくということを考えております。

もう少し検討協議会について触れさせていただきますと、検討協議会につきましては計20名以内の構成員の予定で、平成27年度中において会議を5回程度、また地区懇談会を今4回程度計画しております。また、当然地区懇談会をやる上には時間もかかりますので、年度をまたぐというようなことも考えております。

ただ、今後の検討に当たりましては、議員も言われるように、平成27年1月27日付の文部科学省からの公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が示されたところでございますが、この手引に記載されております学校規模の適正化に関する基本的な考え方の学校の果たす役割や、児童・生徒の教育条件の改善といった教育的な観点や、学級数に係る学校規模の適正化の検討の際に考慮すべき観点、そういうものなどに留意しつつ進めていきたいというふうで考えております。以上です。

**○2番（山岡幹雄君）**

簡単に言葉で小・中学校の統廃合というのは、簡単に僕らも言えるんですが、やはり歴史・文化があつてなかなか難しい問題かと思えます。

それで、その田原市の新聞に載っておった、これは小学校だと4キロ、中学校だと6キロが適当な距離で、田原市のほうは通学範囲内でスクールバスの導入という形が記事に載っておりました。そのような形で、これは統廃合の関係も含めて、愛西市はスクールバスのことについてどのようにお考えがあるか、お尋ねいたします。

**○教育部長（五島直和君）**

スクールバスの導入についてですけど、当然これから平成27年度においての検討協議会で、地域の代表の方々とか、公募委員を含めたいろんな方々の中で検討していく内容の中には当然含まれます。地域の意向とか懇談会などの状況も踏まえて、基本計画を策定する中で、今後、随時検討され、進めていくということになると思います。以上です。

**○2番（山岡幹雄君）**

いろいろ地域の課題もあると思いますが、ぜひとも、いわゆる立田、八開の小学生の子供さ

んを見ておると、歩いて通学されるわけですが、相当距離があると思います。実際、これは統廃合も含めてそのようなお考えをよろしくお願いします。

次に施設の関係で、消防本部が昭和49年と昭和50年に竣工しておるわけですが、今回、この公共施設のあり方について、建てかえの考えがあるかどうかお尋ねいたします。

#### ○消防長（小塚良紀君）

本署庁舎につきましては、竣工から41年目、分署庁舎につきましては40年目を迎えております。

本署のほうにつきましては平成16年に、分署は平成17年に、それぞれ耐震補強工事を行いまして、またそのほかにも屋上の防水、内装、外装、修繕工事なども適宜必要になり、実施しております。今のところ建てかえの計画はございません。以上でございます。

#### ○2番（山岡幹雄君）

建てかえの計画はないということですが、消防署のほうの労働安全衛生対策についてどのように行っているか、お答え願います。

#### ○消防長（小塚良紀君）

次に、労働安全衛生対策についての御質問でございます。

議員の議題の質問項目に若干ずれるかと思いますが、全般について、いろいろと安全衛生法に基づいた部分をお話しさせていただきたいと思っております。

労働安全衛生法に基づいて、市のほうでは衛生委員会というのを設置して、職員の安全及び健康の保持、並びに快適な職場環境の形成の促進を図っております。

また、消防のほうでは、その業務の特殊性から、作業時の安全確保の目的で、特殊化学物質等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、高圧ガス製造保安責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、丙種化学責任者など、労働安全に係る各種資格取得に努めております。

また、健康管理面では、日勤者につきましては毎年1回、隔日勤務者には毎年2回の健康診断を実施するほか、B型肝炎予防接種の実施や、メンタルヘルスケア講習等の職員研修の受講も勧めております。そういうことで、心身両面の健康管理に努めておるところでございます。

また、環境面では、鼠族・昆虫防除や清掃等を業者に委託してやっているほか、仮眠用の寝具につきましては、現在はリースという形で感染予防を図っております。以上でございます。

#### ○2番（山岡幹雄君）

労働安全衛生対策は、今の消防長のお話ですと、いろいろやっていただいておりますということで、そこで、消防署、分署も含めて、仮眠室、シャワー室が、浴室もあるんですが、その辺の対策はどのようになっているか、お尋ねいたします。

#### ○消防長（小塚良紀君）

仮眠室、シャワー、浴室対策でございます。

仮眠室につきましては、以前は庁舎1階の16畳の大部屋に最大10名ほど仮眠をとっておりました。平成3年に通信棟の増築に伴いまして、通信棟2階に20畳と11畳の部屋を設け、これら

の部屋を新たに仮眠室として使用することにより、仮眠室の合計で畳にして約47畳分となり、1人当たり約3倍のスペースが生まれました。

また、分署におきましては、今までの仮眠室では本署のような大きなスペースがとれませんので、若干広い大会議室を仮眠室に改装し、2段ベッドを設置して、カーテンで間仕切りを施しました。

また、仮眠者の寝具、布団でございますが、使い回し共用をやめ、環境整備を図っておるところでございます。

シャワーにつきましては、本署は2基、分署は1基で、浴室の浴槽につきましては、本署は2人用、分署は1人用でございます。これは、災害出動に備えるために、一度に使用する職員につきましては本署は2人まで、分署は1人としております。そういうことで、設備的には支障は出ておりません。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

職員さんが実際、在職年数がそれぞれあるわけですが、ほとんど40%が消防署にお見えになるわけでございます。

それで、違うことをちょっと質問するんですが、消防指令センターができて、広域化にするんだという形で、私は今回、施設のいろいろお考えが市のほうにあるんですが、消防署のほうの建てかえも早急をお願いするわけですが、実際、その消防署の広域計画はあるかないか、ちょっとお尋ねいたします。

## ○消防長（小塚良紀君）

消防の広域化をということでございますが、海部地方消防指令共同運用とデジタルの無線の共同整備業務を平成26年度で完了予定という中でございます。広域消防体制につきましても、改めて検討を始めるという考えでおります。

広域化の課題も数多くある中、消防施設に関しましては、当然ながら検討課題の一つと認識しておりますが、消防広域化についてまだこれから協議を始めようという段階でございます。

現時点では、消防の広域化を視野に入れての庁舎整備という考えは持っておりませんので、よろしくお願いたします。

## ○2番（山岡幹雄君）

なぜこれをお尋ねしたかという、私は消防署をちょっと見学させていただきまして、仮眠室、浴室、先ほど言ったように本署は2人、分署は1人と。それで、間もなく冬のこのところも春になって、冬に出動されると、相当雪が降ったり、寒い。それで、高齢者の人が意識がないと、救急車と警備の1台1台が外へ行って、相当夜中であろうが昼間であろうが出動され、帰ってきたら寒いものですから、多分お風呂に入られると思うんですが、分署ですと1人ずつ入らないかんです。津島だと5人ぐらいが入れる浴室があるんですが、また東部消防署ですと、一人一人の仮眠室があって、やはり時代に伴っていろいろ変わってきております。

それで、実際そのような形で、職員さんが安心・安全に職務ができるようにすべきだと僕は思うんですが、早急にいろいろ施設のことも考えなければなりません、具体的に、やはり年

間の40%はそこで仕事をやってみえます。消防署の職員の生命や健康をしっかりと守ることが、責任ある姿勢をとらなければ市のほうもいけないと思いますが、再度お尋ねするんですが、できれば浴槽は数人が入れるような形をとっていただけないか、お尋ねいたします。

#### ○消防長（小塚良紀君）

消防職員の健康管理の面を心配していただきまして、本当にありがとうございます。

10年前に比べますと、救急件数、出動件数ですが、約1.5倍に上がっております。そういうことで、例えば火災出動をして帰ってまいります。また、あるいは救急出動して帰ってまいります。そういう場合でも、やはり災害件数がかなりふえておりますので、浴室、浴槽に入るといのは、やはり本署は2名、分署は1名、順次入れかえるという形でうちのほうは考えております。そういうことによって、やはり出動がかかったときに一度に、今だと救急車とポンプ車が救急ですと出ることもございますし、ほぼ半数以上が出動することになりますので、そういうふうな考えでおります。

今の時代の状況から見ますと、やはり他の消防本部ですと、かなり大きな風呂や何かを持っておるところもございますが、先ほど申し上げたように、私の考えとしては、2名、1名というのを原則としておりますし、今後大きな改修等があれば、そういうような形になっていくのかなあというふうに思っております。以上でございます。

#### ○2番（山岡幹雄君）

私も分署へ行ってびっくりしたんですが、浴室はちょっと修理されたということですが、やはり先ほど言いましたように、消防署の職員は、災害があればすぐ行ってもらわなければならない、一人一人入っておったら時間がないわけですので、その辺、改善のほうをよろしく願いします。

最後の質問になりますが、会議等の公開のあり方についてお伺いします。

会議等の傍聴の手続はどのようになっているか、お答え願います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

傍聴の手続はということでございます。冒頭で、私、愛西市審議会等の会議公開に関する要綱が策定されているという御答弁をさせていただきました。その要綱の第6条で、傍聴人の定員及び手続の方法につきましては各審議会等が定めることと規定をしておりますので、よろしく願いをします。

#### ○2番（山岡幹雄君）

それで、傍聴の手続は統一されているかどうか、お尋ねいたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

手続の関係でございますけれども、議会ですとか教育委員会については、それぞれの傍聴規程があるというふうに認識をしております。

先ほど要綱の説明をさせていただきましたけれども、その他の審議会、協議会については、先ほどの要綱に準用しているというふうに考えております。以上です。

#### ○2番（山岡幹雄君）

それで、傍聴をするのに受け付け時間が万が一過ぎたら傍聴ができますか、できませんか、お尋ねします。

○企画部長（山田喜久男君）

各審議会等で傍聴定員及び受け付け時間を定められているところでございますけれども、定員超えであれば、時間を過ぎた折に傍聴はできないというふうに考えております。

ただ、定員内であれば、各審議会等の運用に規程がなく、会議に支障がないと判断されれば可能だと思います。以上です。

○2番（山岡幹雄君）

これは最後になるんですが、ある市民から、インターネット、情報公開で10時から会議の傍聴手続ができるということで、9時40分ごろ伺って傍聴手続をしたと。そのときに、職員から10時からちょっと10分か15分おくれますよという御説明がありました。ところが、会議が始まったのが10時45分から開始された会議がありました。それで、その方は1時間待って傍聴したわけです。その方いわく、傍聴規程で傍聴すると途中退席もできないという形で、終了時間が12時半で怒ってみえたわけです。

それで、このような傍聴の手続が、1時間もおくれて会議をするということは、市長に最後お尋ねするんですが、これはどのように市長は思われるか、御回答をよろしくお願いします。

○市長（日永貴章君）

それでは、お答えをいたします。

今回の傍聴の会議につきましては、定例の教育委員会であったのではないかなあというふうに私どもは確認をいたしております。正規の手続を行っていただいていた市民の方には、大変申しわけないなというふうに思っておりますし、今後につきましては、できるだけ開かれた、議会もそうですが、それぞれの審議会等、会議についても市民の方々に開かれた、そして疑いかけられないような規程に努めていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

2番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、6日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時15分 散会

